

第2期

我孫子市子ども発達支援計画

(第2期障害児福祉計画)

一案

ーライフステージに応じた一貫した支援をめざしてー



我孫子市マスコットキャラクター

「手賀沼のうなぎちゃん」

令和3年度～令和5年度

我孫子市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景及び趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の対象.....	4
第2章 我孫子市の現状.....	5
1. 発達に支援が必要な子どもの状況.....	5
2. <改訂版>子ども発達支援計画（第1期障害児福祉計画）の実施状況.....	9
3. <改訂版>子ども発達支援計画（第1期障害児福祉計画）の振り返り....	16
第3章 計画の基本的考え方.....	21
1. 計画の基本理念.....	21
2. 基本目標.....	23
3. 施策の体系.....	25
第4章 施策の推進.....	26
1. 早期発見の促進.....	26
2. 発達支援の拡充.....	28
3. 家族支援の充実.....	31
4. 地域支援の構築.....	34
5. 教育支援の拡充.....	36
6. 計画の推進体制と進行管理.....	40
<資料集>.....	42
1. アンケート調査の概要.....	42
2. 我孫子市こども発達センターについて（アンケート調査）.....	44
3. 児童通所支援について（アンケート調査）.....	56
4. 障害児相談支援事業所について（アンケート調査）.....	66
5. 児童通所支援事業所について（アンケート調査）.....	69
6. 計画策定の経過.....	73

第1章 計画策定にあたって

我孫子市では、平成30年3月に策定した「<改訂版>我孫子市子ども発達支援計画（第1期障害児福祉計画）」の計画期間が令和2年度に終了することから、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とした新たな計画を策定します。

1. 計画策定の背景及び趣旨

国は、平成29年に児童福祉法及び障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）により、厚生労働省の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即した障害児福祉計画の策定を義務付けました。

我孫子市では、平成27年から発達に支援が必要な子どもに対し、ライフステージに応じた支援体制の構築を目的に計画を策定していたため、この計画の中間見直しを行うことで、平成30年3月に第1期障害児福祉計画の内容を併せ持った「<改訂版>我孫子市子ども発達支援計画（第1期障害児福祉計画）」を策定しました。

そして現在、我孫子市では、出生数の低下に伴い子どもの数の減少が進行していますが、「発達に支援が必要な子ども」の人口に占める割合は、ほぼ変化がありません。また全国と同様に、共働き家庭の増加、保育ニーズの多様化等、子どもを取り巻く社会情勢が著しく変化する中で、子育てをめぐるさまざまな課題が顕在化し、障害特性が重度化する傾向が見られ、それに伴い社会適応が困難な子どもが増えています。

令和2年5月、国は、令和3年度から令和5年度までの第2期障害児福祉計画を作成するにあたって、即すべき事項を定めるために、基本指針の一部改正を行いました。

そこで我孫子市では、この基本指針の基本的理念や基本的考え方に基づき、令和3年度から令和5年度までの第2期我孫子市子ども発達支援計画を策定します。

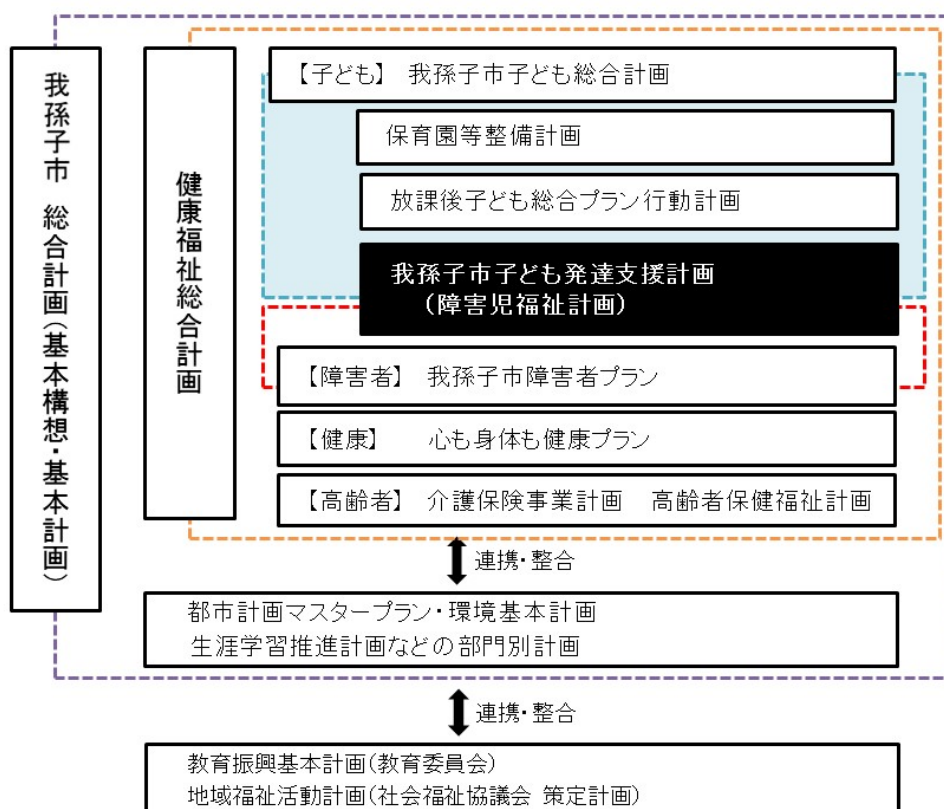
2. 計画の位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である我孫子市第3次総合計画に即して定める健康福祉総合計画の下位計画である第4次子ども総合計画の部門別計画の1つとして位置づけられています。さらに、我孫子市のめざす教育を実現するための計画である我孫子市教育振興基本計画に基づいて事業を進める教育委員会と連携して策定するものです。

また、児童福祉法第33条の20に規定する「第2期障害児福祉計画」を併せ待ちます。

我孫子市のまちづくりの最も基本的な計画である「我孫子市第3次総合計画」の基本計画を基に方針を定め、「我孫子市第6次健康福祉総合計画」の個別計画として位置づけられている「我孫子市障害者プラン」、子ども・子育て支援法に基づく「我孫子市子ども総合計画」、教育大綱に基づく「我孫子市教育振興基本計画」と整合性を図ります。

本計画は、ライフステージに応じた一貫した支援体制を体系的、計画的に執行するための指針となるものであり、今後実施していく事業の基本となるものです。子ども施策、障害児福祉施策に対する市民の理解とさまざまな関係機関との連携と協力によって、実現できるよう努めていきます。



3. 計画の期間

本計画の期間は、第2期障害児福祉計画に合わせて、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

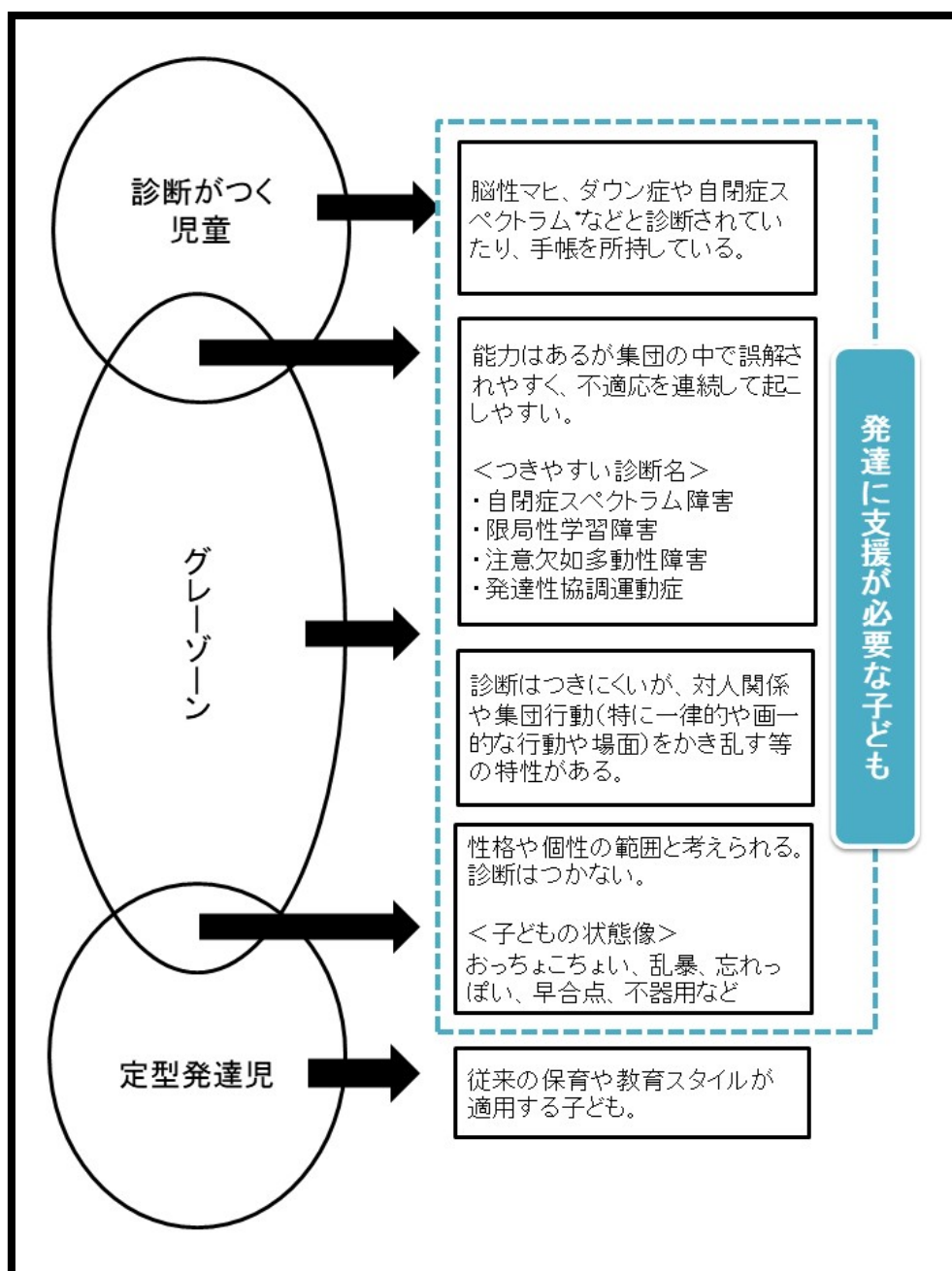
なお、計画の期間中に社会情勢の変化や法律、制度の改正等により、見直しの必要が生じた場合は、随時行うこととします。

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
健康福祉総合計画	第5次 (平成27年度～令和元年度)			第6次 (令和2年度～令和6年度)			
子ども総合計画	第3次 (平成27年度～令和元年度)			第4次 (令和2年度～令和6年度)			
保育園等整備計画	第3次(平成27年度～令和5年度)					第3次【改訂版】(令和2年度～令和6年度)	
放課後子ども総合プラン行動計画	第1次 (平成27年度～令和元年度)			第2次 (令和2年度～令和6年度)			
子ども発達支援計画 (障害児福祉計画)	第1期(平成27年度～令和元年度)			改訂版(平成30年度～令和2年度)		第2期(令和3年度～令和5年度)	
障害者プラン (障害者計画・障害福祉計画)	第2期 (平成30年度～令和2年度)			第3期 (令和3年～令和5年)			

4. 計画の対象

本計画の対象を0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある発達に支援が必要な子どもとその保護者とします。

我孫子市では、医学的診断のついている子どもに加え、集団での活動に苦手さがある子どもやコミュニケーションの苦手さから人と関わることに難しさのある子どもなど、いわゆる「グレーゾーン」も含めた子どもに対しても発達面や情緒面への多様な支援が必要と考えています。



第2章 我孫子市の現状

1. 発達に支援が必要な子どもの状況

※特に注釈がない場合、各数値は各年度の3月末時点での実績です。

(1) 我孫子市の人口の状況

市の人口に占める18歳以下の人口の割合は、年々減少しています。

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
0～6歳	6,734人	6,521人	6,320人	6,255人
7～18歳	14,622人	14,467人	14,194人	13,938人
0～18歳	21,356人	20,988人	20,514人	20,193人
総人口	132,715人	132,401人	132,231人	132,167人
総人口比	16.09%	15.85%	15.51%	15.28%

※各年度4月1日時点

※市民課人口ピラミッドから 外国人登録者を含む

(2) 保健センターの要経過観察人数

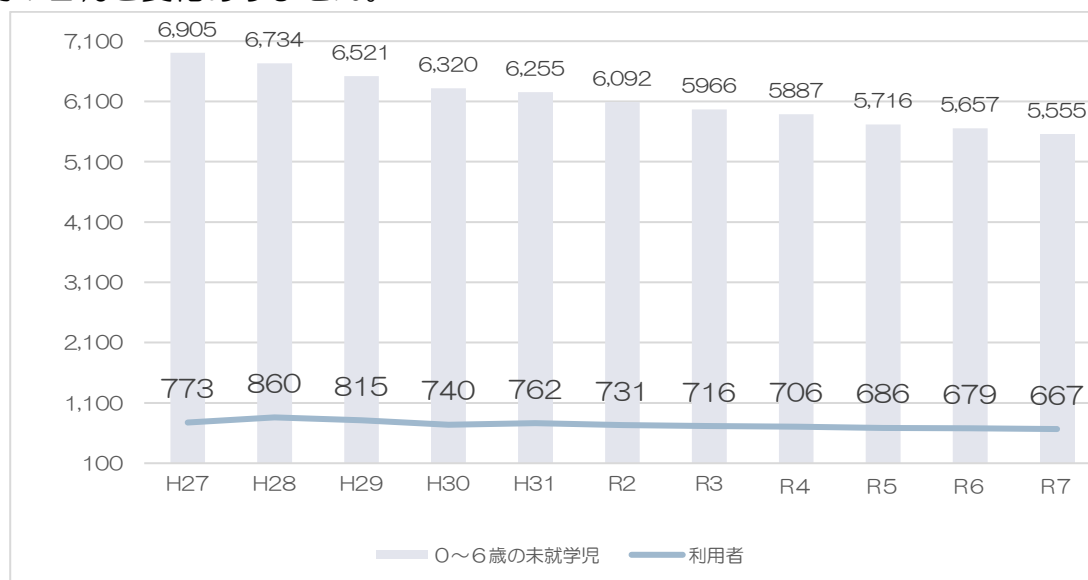
保健センターで実施する乳幼児の相談や乳幼児健康診査*（以下、健診）の要経過観察者（健診後、継続して見守りが必要とされる子ども）の割合は、わずかな増減がありますが、ほぼ変化はみられません（要経過観察者の中には、身体的な健康上注意すべき子どもも含まれています）。

4か月相談と1歳6か月健診では約3割、3歳児健診では、約5割以上の子どもが経過観察の対象となっており、発達に支援が必要な子どもの早期発見の機会として重要な役割を果たしています。

	H29年度		H30年度		R元年度	
	受診者	要経過観察者	受診者	要経過観察者	受診者	要経過観察者
	要経過観察者の占める割合		要経過観察者の占める割合		要経過観察者の占める割合	
4か月相談	682人	249人	678人	230人	635人	202人
	36.5%		33.9%		31.8%	
1歳6か月児健診	834人	304人	757人	240人	700人	211人
	36.5%		31.7%		30.1%	
3歳児健診	801人	429人	817人	387人	832人	440人
	53.6%		47.4%		52.9%	

(3) こども発達センターの利用人数

0歳～6歳の未就学児に対するこども発達センター利用者の占める割合は、約12%と変化ありません。



※単位：人

※人口推計は平成31年度までは実績値。令和2年度以降は推計値。

(4) 公立保育園を利用する発達に支援が必要な子どもの割合

公立保育園に在籍している発達に支援が必要な子どもの割合は、令和元年5月1日時点で32.7%となっており、年々増加傾向にあります（平成30年度より、公立保育園が3園になり、公立保育園在籍園児数自体が減っていることから、「割合」で把握しています）。

このような現状を踏まえ、平成27年度から保育課に心理相談員を配置し、相談支援を実施しています。

なお、公立保育園に在籍している発達に支援が必要な子どもとは、手帳を持っていないがこども発達センターを利用している子ども、または巡回相談や保育相談を利用している子どもとしています。

	H29年度	H30年度	R元年度
公立保育園在籍の手帳を所持していない発達に支援が必要な子どもの割合	13.4%	28.8%	32.7%

※各年度5月1日時点

(5) 特別支援学級の児童生徒数

特別支援学級在籍の児童生徒数及び割合は、年々増加の傾向にあります。

	H29年度	H30年度	R元年度
知的障害学級	120人	139人	154人
言語障害学級※	46人	50人	53人
情緒障害学級	241人	258人	279人
合計	407人	447人	485人
特別支援学級在籍者の割合	4.2%	4.7%	5.2%

※各年度5月1日時点

(6) 学童保育室を利用する発達に支援が必要な子どもの人数

障害者手帳を所持していないが指導員等を加配する対象となっている子どもの割合は、概ね5%前後で推移しています。

	H29年度	H30年度	R元年度
人数	56人	61人	55人
割合	5.0%	5.2%	4.5%

(7) 特別支援学校の児童生徒数

千葉県立我孫子特別支援学校、湖北特別支援学校に通学している市内居住の児童生徒数は、横ばい傾向となっています。

	H29年度	H30年度	R元年度
我孫子特別支援学校	60人	56人	52人
湖北特別支援学校	57人	57人	52人

※各年度5月1日時点

(8) 障害者手帳所持者の推移

0～18歳未満の障害者手帳の所持者数は、令和元年度で身体障害者手帳が74人、療育手帳*が289人、精神障害者保健福祉手帳23人です。療育手帳の所持者のうち6歳から18歳未満の人数が年々増加傾向となっています。

		H29年度	H30年度	R元年度
身体障害者手帳	0～5歳	15人	11人	10人
	6～18歳未満	72人	68人	64人
	全年齢	3,447人	3,437人	3,440人
療育手帳	0～5歳	30人	29人	27人
	6～18歳未満	256人	261人	262人
	全年齢	878人	920人	949人
精神障害者 保健福祉手帳	0～5歳	0人	1人	1人
	6～18歳未満	19人	24人	22人
	全年齢	851人	905人	1,002人

2. <改訂版>子ども発達支援計画(第1期障害児福祉計画)の実施状況

<改訂版>子ども発達支援計画(第1期障害児福祉計画)は、5つの基本目標を掲げ、取り組んできました。なお、特に注釈がない場合、各数値は各年度の3月末時点での実績です。

(1) 早期発見の促進

○発達支援に関する専門職員の派遣

		実績		
		H29年度	H30年度	R元年度
保健センターでの相談業務	延べ人数	379人	386人	423人

○ケースワーカーによる相談・調整

		実績		
		H29年度	H30年度	R元年度
発達センター利用者	実人数	815人	743人	762人
受理面接	実人数	183人	187人	230人
医療相談	延べ人数	37人	37人	29人

○あそびの教室による早期支援*

		実績		
		H29年度	H30年度	R元年度
親子教室(たんぽぽ教室)	延べ人数	74人	44人	25人
乳児あそびの教室	実人数	32人	27人	24人
幼児あそびの教室	実人数	37人	27人	13人

○子ども総合相談の推進

	実績		
	H29年度	H30年度	R元年度
子どもに関する相談のうち、終結件数の割合	64.5%	68.1%	73.6%

(2) 発達支援の拡充

○専門職員による相談・訓練

			実績		
			H29年度	H30年度	R元年度
発達評価	延べ人数		560人	540人	569人
心理・発達相談 (就学児の相談含む)	延べ人数		533人	819人	830人
個別療育*	理学療法	実人数	36人	34人	53人
	作業療法	実人数	170人	133人	111人
	言語聴覚療法	実人数	198人	196人	202人
	家庭療育指導	実人数	184人	161人	211人
集団療育	乳児集団療育	実人数	24人	19人	16人
	幼児集団療育	実人数	66人	70人	50人
補装具・日常生活用具相談	延べ人数		93人	67人	49人
保護者学習会	参加人数		45人	23人	66人
療育セミナー	参加人数		56人	51人	256人

○児童発達支援*事業所「ひまわり園」による発達支援

		実績		
		H29年度	H30年度	R元年度
児童発達支援事業所「ひまわり園」	契約者数	84人	63人	63人

○保育所等訪問支援事業*所「おひさま」による発達支援

		実績		
		H29年度	H30年度	R元年度
保育所等訪問支援事業所「おひさま」	実人数	5人	4人	2人

○児童発達支援事業（児童通所支援・相談支援事業*の支給決定者数）

	実績		
	H29年度	H30年度	R元年度
児童発達支援	133人	134人	129人
放課後デイサービス	196人	200人	228人
保育所等訪問支援	8人	4人	3人
相談支援事業	333人	335人	357人

(3) 家族支援の充実

○ケースワーカーによる相談・調整【再掲】

		実績		
		H29年度	H30年度	R元年度
発達センター利用者	実人数	815人	743人	762人
受理面接	実人数	183人	187人	230人
医療相談	延べ人数	37人	37人	29人

○専門職員による相談・訓練【再掲】

		実績			
		H29年度	H30年度	R元年度	
発達評価	延べ人数	560人	540人	569人	
心理・発達相談 (就学児の相談含む)	延べ人数	533人	819人	830人	
個別療育	理学療法	実人数	36人	34人	53人
	作業療法	実人数	170人	133人	111人
	言語聴覚療法	実人数	198人	196人	202人
	家庭療育指導	実人数	184人	161人	211人
集団療育	乳児集団療育	実人数	24人	19人	16人
	幼児集団療育	実人数	66人	70人	50人
補装具・日常生活用具相談	延べ人数	93人	67人	49人	
保護者学習会	参加人数	45人	23人	66人	
療育セミナー	参加人数	56人	51人	256人	

○相談支援事業所*「なの花」の相談支援専門員による児童支援利用計画*の作成

		実績		
		H29年度	H30年度	R元年度
相談支援事業所「なの花」	実人数	206人	237人	260人
	延べ作成数	423件	533件	476件

○就学に関する相談・支援事業

		実績		
		H29 年度	H30 年度	R 元年度
就学相談※ (引き継ぎ資料作成)	作成人数	134 人	137 人	129 人
就園相談※ (就園説明会)	参加人数	32 人	20 人	12 人

※就園・就学相談件数については、心理・発達相談で実施

○教育相談・発達相談事業

		実績		
		H29 年度	H30 年度	R 元年度
来談件数		340 件	311 件	355 件
発達障害*及び何らかの発達の偏りが背景 にあると思われる相談の割合		70%	63%	62%
相談回数※		2,777 回	2,419 回	2,640 回

※相談回数は、来所相談、電話相談、他機関調整を含む。

○子ども総合相談の推進【再掲】

		実績		
		H29 年度	H30 年度	R 元年度
子どもに関する相談のうち、終結件数の割合		65.4%	68.1%	73.6%

○子ども虐待防止・援助活動の推進

		実績		
		H29 年度	H30 年度	R 元年度
緊急性の高い児童通告について、48 時間以 内に調査を行った割合		100%	100%	100%

(4) 地域支援の構築

○専門職員による相談・訓練

		実績		
		H29 年度	H30 年度	R 元年度
巡回相談	延べ人数	419 人	389 人	396 人
施設訪問相談	実施回数	22 回	15 回	21 回

○ライフダイアリー*普及事業

		実績		
		H29 年度	H30 年度	R 元年度
ライフダイアリー配布	配布数	1,115 冊	941 冊	827 冊



(5) 教育支援の拡充

○学級支援員派遣事業

支援員一人に対する特別支援学級在籍児童生徒の数

		実績		
		H29年度	H30年度	R元年度
支援員一人に対する 特別支援学級在籍児童生徒の数	小学校	4.1人	4.5人	5.3人
	中学校	6.8人	6.3人	5.7人

○教育研究所巡回事業

	実績		
	H29年度	H30年度	R元年度
必要な児童生徒に対する 教育支援計画作成数	759人	720人	753人
必要な児童生徒に対する 教育支援計画作成率	99.7%	97.2%	97.0%

○特別支援教育*推進事業

	実績		
	H29年度	H30年度	R元年度
校内研修会	22回	19回	23回
夏季研修会	1回	廃止	廃止
学級支援員研修会	2回	2回	2回
コーディネーター研修会	2回	2回	1回
聞こえの研修会	2回	2回	1回

○教育研究所アドバイザー派遣事業

		実績		
		H29年度	H30年度	R元年度
小学校	延べ人数	227人	232人	220人
	派遣回数	179回	202回	201回
中学校	延べ人数	51人	80人	58人
	派遣回数	52回	74回	69回

○就学相談事業

	実績		
	H29 年度	H30 年度	R 元年度
見学者数（実数）	119 人	121 人	106 人
見学回数（延べ人数）	72 回(181 人)	70 回(213 人)	73 回(174 人)
体験者数（実数）	124 人	133 人	144 人
体験回数（延べ人数）	85 回(169 人)	115 回(176 人)	111 回(206 人)
教育支援委員会審議件数 （小学校入学予定者）	75 件	83 件	93 件
教育支援委員会審議件数 （中学校入学予定者）	41 件	42 件	51 件
その他の相談回数※	130 回	142 回	160 回

※その他の相談回数には来所相談・電話相談・他機関連携・検査等を含む。

○長欠対策事業

	実績		
	H29 年度	H30 年度	R 元年度
心の教室相談員の派遣数 （学校数×週稼働日数）	46 日	46 日	46 日
ヤング手賀沼通級児童生徒数	24 人	19 人	44 人

○教育相談・発達相談事業【再掲】

	実績		
	H29 年度	H30 年度	R 元年度
来談件数	340 件	311 件	355 件
発達障害及び何らかの発達の偏りが背景にあると思われる相談の割合	70%	63%	62%
相談回数※	2,777 回	2,419 回	2,640 回

※相談回数は、来所相談、電話相談、他機関調整を含む。

○小中学生のためのいじめ・悩み相談ホットライン

	実績		
	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数	25 人	44 人	27 人

3. <改訂版>子ども発達支援計画(第1期障害児福祉計画)の振り返り

「<改訂版>我孫子市子ども発達支援計画(第1期障害児福祉計画)」では、5つの基本目標を掲げ、様々な取り組みを展開してきました。アンケート調査により、本計画を推進していく過程で見えてきた課題や新たな問題点を、5つの基本目標ごとにまとめ、第2期計画の基本目標につなげていきます。

(1) 早期発見の促進

全国的に1歳6か月児健診、3歳児健診は、受診率が高い状況にあり、我孫子市においても、各健診の受診率は80~90%となっています。また、社会情勢の変化や家族形態の多様化により、子どもが生活する場は、家庭以外に幼稚園、保育園、認定こども園、学校、学童保育室、あびっこクラブ等と様々です。

我孫子市こども発達センターについてのアンケート調査では“こども発達センターの紹介元”は、「保健センター」が48.6%と最も高く、次いで「幼稚園・保育園・認定こども園」が25.7%となっており、発達に支援が必要な子どもの“発見窓口”として、保健センターに加え、子どもの所属機関が重要な役割を担っていることがわかります。

そこで、こども発達センターを中心に関係機関において発達に支援が必要な子どもを早期に発見できる体制を強化していくことが必要です。また、保護者に子どもの発達特性への「気づき」を促し、保護者が主体的に子育てできるような相談支援体制、ライフステージを通じた切れ目ない配慮や支援を受けられるような発達支援体制の充実が求められます。

(2) 発達支援の拡充

発達に支援が必要な子どもの健全な成長には、その子の特性を理解したうえでライフステージに応じて一貫した発達支援を行っていくことが重要です。

そこで我孫子市では、長年にわたってこども発達センターを中心に発達支援を実施してきました。こども発達センターでは、障害の有無に関わらず、子どもの障害の状態、発達の過程やその特性に十分配慮しながら、専門的な知識に基づいた発達支援を行っています。

我孫子市こども発達センターについてのアンケート調査では、“こども発達センターでの療育支援の内容の満足度”は、満足とやや満足を合わせて「個別療育」は97.4%、「集団療育」は95.3%となっており、おおむね保護者が満足できる発達支援が提供できている結果となっています。

また近年は、児童通所支援事業所*数（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス*事業所、保育所等訪問支援事業所）が増加する中で、利用者の選択の幅が広がっており、これらの支給決定者数は増加傾向にあります。

児童通所支援についてのアンケート調査では、“児童通所支援サービスの満足度と希望している利用量”について、「満足」と「やや満足」をあわせた“満足”が各サービスで90%を超えています。利用量については、約75%が「今のままでよい」と回答しています。“児童通所支援サービスに期待すること”は、「発達特性や課題に応じた訓練」が80.6%と最も高く、各サービスにおいて専門性のある発達支援を求めていることがわかります。一方、児童通所支援事業所についてのアンケート調査では、“利用者支援について事業所が困っていることや課題に感じていること”は、「障害や発達特性への対応」が66.7%、「重度な障害や発達特性への対応」が46.7%となっており、利用者のニーズに対して児童通所支援事業所がサービスの提供に課題を抱えていることがわかります。

さらに医療的ケアを必要とする子どもや重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるような支援体制も必要です。我孫子市では、こども発達センターに看護師を配置して、安全を確保しながら発達支援を行っています。また、圏域でのサービス提供体制も確保していますが、より充実した発達支援を実施するために今後も、圏域でのサービス量の確保等、整備をしていく必要があります。

また近年、社会情勢の変化や家族形態の多様化により、子どもが生活する場は様々です。発達に支援が必要な子どもの発達状況や環境に応じた発達支援を充実させるためにも、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の充実が求められます。

(3) 家族支援の充実

子どもにとって最大の支援者は家族です。我孫子市では、子どもに加え、家族への支援も発達支援のひとつだと考えています。発達に支援が必要な子どもの特徴や関わり方について、家族が理解を深め、親子の愛着関係を育むことが子どものその後の人生にとって大切です。

我孫子市こども発達センターについてのアンケート調査では、“発達検査について”の質問で、発達検査の実施後の結果報告のうち、90.3%が「子どもの発達状況が理解できた」と回答しています。自由記述では、こども発達センターに相談したことで「不安なことを安心して話せる環境ができた」、「療育に通うことで親が成長できる」という回答が多数ありました。このことから、発達に支援が必要な子どもを理解するためにこども発達センターが重要な役割を担っていることがわかります。

また、児童通所支援の支給決定を受けるには、児童支援利用計画の作成が必要です。我孫子市では、発達に支援が必要な子どもの特性を受容し、理解を促進する観点から、すべての支給申請者に相談支援事業所の利用を促しています。

児童通所支援についてのアンケート調査では、“相談支援事業の満足度”は「満足」と「やや満足」をあわせあわせて78.9%となっており、“相談支援事業が満足な理由”は「サービス利用のための調整や手続きが円滑になった」が59.4%と最も高くなっています。

一方で“子どもの障害や発達特性などで困ったときの相談先”は、「子どもの所属機関」が59.7%と最も高く、相談支援事業所の24.5%を大きく上回っています。このことから、相談支援事業所は、サービスの利用調整の場としては市民に認識されていますが、相談できる場所としての認識が高まっていないため、ライフステージに応じた一貫した支援体制を充実させるためには、相談支援事業所の相談機能の周知と強化を図る必要があります。

近年の社会情勢や家族形態の多様化により地域との繋がりが薄くなっている中、発達に支援が必要な子どもの子育てに悩む家族が地域で孤立してしまうことで、子ども虐待などの様々な問題に至ってしまうケースが増えています。こうした事態を招かない、重症化させないためにも、相談支援事業所や関係機関のケースワーカーは、発達に支援が必要な子どもへの気づきの段階から子どもと家族に寄り添い、関係機関をつなぐ中心となっていくことが求められます。

(4) 地域支援の構築

発達に支援が必要な子どもは地域の様々な場所で過ごせるようになってきています。それぞれの居場所で子どもの発達特性の理解が深まれば、発達特性に応じた対応が期待でき、必要に応じて発達支援につなぐきっかけとなり、早期発見、早期支援に役立ちます。

児童通所支援事業についてのアンケート調査では、“利用者支援について事業所が困っていることや課題に感じていること”は、「障害や発達特性への対応」が66.7%、次いで「重度な障害や発達特性への対応」が46.7%となっており、発達に支援が必要な子への対応に、支援者側が苦慮していることがわかります。

我孫子市では、発達特性への理解促進を図るため、地域の支援者に対してこども発達センターにおいて各種研修会を開催してきました。しかし、「我孫子市主催の研修に参加したいが、時間帯や人員配置の問題で参加できない」という意見もあり、今後、研修のあり方について検討が必要です。

また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）*を促進するため、関係機関が連携し、支援方針を共有し、役割を分担することが効果的と考え、こども発達センター、保育課、教育研究所の心理士等の専門職員が巡回し、支援者に対して支援方法や環境調整に関する助言をしています。

我孫子市こども発達センターについてのアンケート調査では、“こども発達センターと所属機関との連携”について、「連携してほしい」が96.9%となっています。一方で、児童通所支援についてのアンケートでは、“相談支援事業所と所属機関との連携”の“満足度”について、「とても満足」と「やや満足」の回答が33.3%と低くなっており、ライフステージに応じた一貫した支援体制の充実に向け、相談支援事業所の機能の充実が必要です。

また、我孫子市では、幼稚園、保育園、認定こども園等から小学校への就学や、小学校から中学校への進学など、ライフステージの変化を安心して迎えるために、ライフダイアリーを全戸配布しています。

我孫子市こども発達センターについて及び児童通所支援についてのアンケート調査では、“ライフダイアリーの使用状況”について、「使っていない」がこども発達センター利用者では81.2%、児童通所支援支給決定者では60.0%となっています。今後、活用方法やあり方を含め検討していく必要があります。

(5) 教育支援の拡充

発達に支援が必要な子どもに、適切な教育支援が実施されるよう、教育研究所の指導主事・アドバイザー等と学校が連携しながら教育相談・支援体制の充実を図っています。市内の子どもの数は年々減少していますが、校内で支援を要する児童生徒に大きな減少は見られませんでした。必要な児童生徒には、学校と保護者が相談しながら、個別の教育支援計画を作成しました。これは特別支援学級の子どもの限らず、通常学級に在籍していても、支援が必要な子どもには漏れなく作成するよう対応してきました。

人材に限りのある学級支援員は、配置の必要性を巡回事業で見極めながら決定しました。さらに、市内の教職員、特に若年層教員が発達障害や愛着障害についての理解を深め、指導・支援に役立てられるよう、研修の機会をもうけました。特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増えているにも関わらず、学級支援員の数がそれに伴って増えていないのが課題です。

入学時に通常学級、特別支援学級、特別支援学校等、どこに所属するか悩む保護者に人数的な大きな変化はありませんでしたが、個々の児童生徒にとって最も適した教育が受けられるよう、今後も就学相談や教育支援委員会を活用し、保護者と共通理解を深めていく必要があります。

また、適応指導教室「ヤング手賀沼」を設置し、種々の事情から学校を居場所とすることが難しくなった児童生徒に対し、様々な活動を通して集団への適応力を養いながら一人ひとりの子どもに合った教育の在り方を考え、支援しています。利用する児童生徒の中には背景に何らかの発達の偏りがあり、それが不登校の要因の一つと考えられる場合があります。そのため、発達支援の視点を含めた総合的な児童生徒の理解を進め、その児童生徒に応じた対応の必要性がさらに高まっています。

第3章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

子どもがのびやかに自分の力を発揮できるまち

子どもがのびやかに育ち、自分の力を発揮できるよう、「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」の育成を目指すとともに、自己肯定感や生きる力を育むことが必要です。そのために、幼児期からの発達や学習の連続性を重視した発達支援・教育を推進します。さらに、子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会で輝く力を培うために、様々な体験や交流機会の確保、関係機関との連携を一層深め、支援体制の強化に取り組みます。それら取組を通して、子どもがのびやかに自分の力を発揮できるまちを目指します。

そのためには、発達の遅れ・歪み・偏りが判明してから支援を開始するのではなく「気になる段階」から、子育て支援と関連づけて発達支援を進める必要があります。早期に支援を始めることで、行動の改善や発達の促進が見られ、さらに保護者をはじめとした家族の子どもに対する理解を深めることで、その後、長期間にわたる支援につながることや幅広く生活の場に支援の効果が行き届くことが期待できます。そしてそれが、様々な場面において不適応を起こす“二次的な障害”を防ぐことにもつながります。

“二次的な障害”は、情緒の不安定や行動の障害、障害の重度化、保護者から子どもに対する虐待、家庭内暴力等を招く可能性を高めます。保護者の気持ちに気づき、寄り添って支えることのできる地域の身近な人の存在や日常生活の中で生じている問題を整理できる場所の確保等、子どもを育てていく家族への支援が重要となります。

発達支援においては、専門機関で行う発達支援も重要ですが、それ以上に大切なことは、「保護者の気づき」を促し、「親子の愛着関係」を育むことです。「気になる段階」の子どもを早期に発見できたとしても、保護者などが「障害や発達の遅れ・特性」に対しての理解がないままでは、適切かつ継続的な発達支援につながりません。

保護者は、わが子の「障害や発達の遅れ・特性」に心が大きく揺れ動きま
す。子どもと多くの時間を過ごす保護者が、わが子が何を感じ、何を考え、何
を求めているのか、常を感じ取り、寄り添っていくことを基本とした支援体制
を目指します。

発達支援はこのように、専門機関や家庭だけで行うものではありません。子
どもは地域で暮らしており、子どもの所属する幼稚園、保育園、認定こども
園、学校、学童保育室、あびっこクラブ、児童通所支援事業所などにおいて、
合理的配慮*が保障できる地域づくりを目指します。



－持続可能な開発目標（SDGs）－

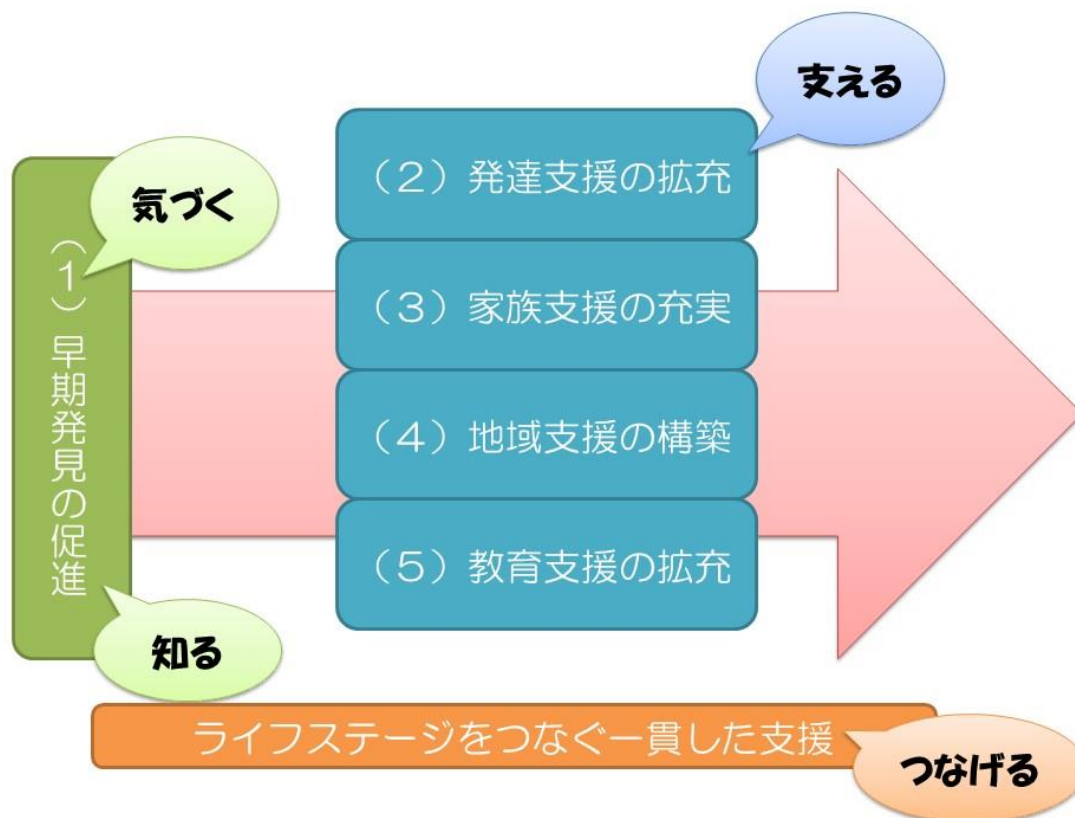
持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択され
た「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに
持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールから構成され、地球
上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみなら
ず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても
積極的に取り組んでいます。我孫子市では、SDGsを誰もが健康で安心して暮ら
せる住宅都市として、より一層発展させていく目標と捉え、健康・福祉、環境保
全、産業、都市機能など、さまざまな分野のまちづくりを進めています。

本計画においても持続可能な開発目標（SDGs）の視点に配慮し、事業を推進し
ます。

	① 貧困をなくそう		⑦ エネルギーをみんな にそしてクリーンに		⑬ 気候変動に具体的な 対策を
	② 飢餓をゼロ		⑧ 働きがいも経済成長 も		⑭ 海の豊かさを守ろう
	③ すべての人に健康と福 祉を		⑨ 産業と技術革新の基 盤をつくろう		⑮ 陸の豊かさも守ろう
	④ 質の高い教育をみんな に		⑩ 人や国の不平等をな くそう		⑯ 平和と公正をすべて の人に
	⑤ ジェンダー平等を実現 しよう		⑪ 住み続けられるまち づくりを		⑰ パートナーシップで 目標を達成しよう
	⑥ 安全な水とトイレを世 界中に		⑫ つくる責任 つかう 責任		

2. 基本目標

基本理念に基づき、次のとおり5つの目標を定めます。



(1) 早期発見の促進

医療機関や保健センターでの乳幼児健康診査、教育委員会での就学時健康診査、その他関係機関において早期発見につながるための連携強化を図ります。

また、早期の発達支援につなげるために、保護者の不安に寄り添えるような関係機関での連携を図ります。

(2) 発達支援の拡充

児童福祉法に基づく児童通所支援事業において、障害の有無に関わらず、年齢別のニーズに応じた質の高い専門的な発達支援を実施していきます。そのために、民間の児童通所支援事業所とともに児童発達支援センター*であるこども発達センターを中心とした発達支援体制の充実を図ります。

(3) 家族支援の充実

発達に支援が必要な子どもを育てる家庭において、発達支援を継続的かつ効果的に行えるようにするには、保護者の「気づき」が重要です。

そのためには、保護者に寄り添った支援を行い、保護者が子どもの発達特性や障害への理解を深められることが必要です。そこで、保護者が主体的にかかわることができるような相談支援体制の充実を図り、子ども虐待を含む不適切な養育に繋がることを防止します。

(4) 地域支援の構築

発達に支援が必要な子どもが、児童通所支援事業所に加え、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、学童保育室、あびっこクラブ等の地域の居場所において、健やかに育つために、子どもの状況にあわせた配慮や環境整備が行えるように地域支援体制を確立します。

また、発達に支援が必要な子どもとその家族が差別や偏見、不利益を受けないよう合理的配慮の理解を促し、差別の解消を推進していきます。

(5) 教育支援の拡充

子どもたち一人ひとりの心と体の発達に応じた教育を推進するため、特別支援教育を推進し、支援体制の充実を図ります。一人ひとりに適した環境で教育を受けることができれば、子どもはのびのびと学習に取り組むことができ、ひいては保護者の負担を軽減することに繋がります。

また、教育支援委員会や学校等との連携を図り、卒業後を見据えた就労移行事業所等との連携を図ります。



—療育支援と発達支援—

我孫子市では、医学的診断の有無によらず、支援の対象となる子どもを「発達に支援が必要な子ども」と定義し、子どもの成長や特性に応じた“丁寧な子育て”を応援しています。

そこで本計画では、もともと身体障害のある子どもへの治療と教育を合わせた専門性の高い意味を持つ「療育」という言葉ではなく、子どもが普段生活している家庭や所属機関などで幅広い支援や合理的配慮が受けられるように「発達支援」という言葉を用いています。

さらに、専門機関以外でのサポートが充実するように「家族支援」、「地域支援」、「教育支援」という言葉を用い、幅広い支援体制を図っています。

3. 施策の体系

基本目標に基づき、施策及び事業を次の表のとおりとします。

基本目標	施策（重点施策含む）及び事業	所管
早期発見 の促進	▪ 発達支援に関する専門職員の派遣	こども発達センター
	▪ ケースワーカーによる相談・調整	こども発達センター
	▪ あそびの教室*による早期支援	こども発達センター
	▪ 子ども総合相談の推進	子ども相談課
発達支援 の拡充	▪ 専門職員による相談・訓練	こども発達センター
	▪ 児童発達支援事業所「ひまわり園」による発達支援	こども発達センター
	▪ 保育所等訪問支援事業所「おひさま」による発達支援	こども発達センター
	▪ 児童通所支援事業	子ども相談課
家族支援 の充実	▪ ケースワーカーによる相談・調整【再掲】	こども発達センター
	▪ 専門職員による相談・訓練【再掲】	こども発達センター
	▪ 相談支援事業所「なの花」の相談支援専門員による児童支援利用計画の作成	こども発達センター
	▪ 就学に関する相談・支援業務	こども発達センター
	▪ 教育相談・発達相談事業	教育研究所
	▪ 子ども総合相談の推進【再掲】	子ども相談課
	▪ 子ども虐待防止・援助活動の推進	子ども相談課
地域支援 の構築	▪ 専門職員による訪問・相談	こども発達センター
	▪ ライフダイアリー普及事業	こども発達センター
教育支援 の拡充	▪ 教育支援委員会の運営	教育研究所
	▪ 学級支援員派遣事業	教育研究所
	▪ 教育研究所巡回事業	教育研究所
	▪ 特別支援教育推進事業	教育研究所
	▪ 教育研究所アドバイザー事業	教育研究所
	▪ 就学相談事業	教育研究所
	▪ 長欠対策事業	教育研究所
	▪ 教育相談・発達相談事業【再掲】	教育研究所
	▪ 小中学生のためのいじめ・悩み相談ホットライン	教育研究所

第4章 施策の推進

1. 早期発見の促進

【方向性】

- ・子どもに関わる専門職員のスキルを向上させることで、発達に支援が必要な子どもを早期発見し、早期に発達支援へ繋げるための支援体制の充実を図ります。
- ・こども発達センターのケースワーカーを中心とした関係機関との連携や情報共有を強化します。
- ・乳幼児期における親子の愛着関係を大切にした相談支援体制の充実を図ります。

(1) 発達支援に関する専門職員の派遣

保健センターの健診や育児相談等において、保健師が必要と判断した場合に、こども発達センターの専門職員（理学療法士、言語聴覚士、心理相談員）が子どもの発達に関する相談支援を行います。保健センターとこども発達センターが連携することで、発達に支援が必要な子どもを効果的に早期発見・早期支援することに繋がります。

		見込み値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
保健センターでの相談業務	延べ人数	360 人	350 人	350 人

(2) ケースワーカーによる相談・調整

こども発達センターに相談があった場合、ケースワーカーが原則すべての子どもの受理面接を行い、子どもの発達と家庭の状況を把握します。その後、こども発達センターにおける会議を通じ、発達支援、福祉サービスの利用に繋がるとともに、必要に応じて関係機関とも情報共有を行います。

また、こども発達センターにおいて小児科医が発達相談や診断を行うことで、子どもの発達状況をより客観的に把握できる機会を設けます。

		見込み値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
発達センター利用者	実人数	716 人	706 人	686 人
受理面接	実人数	179 人	177 人	171 人
医療相談	延べ人数	36 人	36 人	36 人

(3) あそびの教室による早期支援

子どもの発達状況に応じた適切な発達支援に繋げるために、こども発達センターにおいて「親子教室（たんぽぽ教室）」や「あそびの教室」を実施しています。

保健センターで行われる健診や子育て相談で相談があった発達に支援が必要な子どもとその保護者を対象に、親子あそびや集団活動を通して経過観察を行い、必要な発達支援に繋ぐため、「親子教室（たんぽぽ教室）」を実施します。

また、こども発達センターでの受理面接後の調整の場として「あそびの教室」を活用し、発達支援をより効果的に行います。

		見込み値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
親子教室（たんぽぽ教室）	延べ人数	25 人	25 人	25 人
乳児あそびの教室	延べ人数	10 人	10 人	10 人
幼児あそびの教室	延べ人数	15 人	15 人	15 人

(4) 子ども総合相談の推進

子ども相談課では、子どもに関するあらゆる相談に、来所及び電話等で対応しています。相談内容により、総合窓口として適切な専門機関を紹介するとともに、助言が必要と判断した場合には継続的な相談支援を行います。特に様々な要因から養育が困難な家庭において子ども虐待に至るケースも多いことから、子ども総合相談窓口としての周知や機能の強化を図りながら、関係機関と連携し、家族支援を行います。

	見込み値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
子どもに関する相談のうち、終結件数の割合	73%	73%	73%

2. 発達支援の拡充

【方向性】

- ・こども発達センターを利用する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、質の高い専門的な発達支援を提供します。
- ・子どもの所属機関や児童通所支援事業所による効果的なサービスの提供が行えるように相談支援事業所を中心とした支援体制を充実させていきます。
- ・重症心身障害児や医療的ケアが必要な子どもが、身近な地域で必要な支援を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発を行います。また、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、児童通所支援事業所、障害児入所施設、相談支援事業所、保育園、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、総合的な支援体制の構築を進めます。さらに、各関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成や支援者の育成を行います。
- ・強度行動障害を有する子どもに対しても、適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(1) 専門職員による相談・訓練

(事務事業名：理学療法士による相談・訓練、作業療法士による相談・訓練、言語聴覚士による相談・訓練、心理相談員による相談・訓練)

発達に支援が必要な子どもに対して、こども発達センターの各専門職員が子どもの発達状況を検査と評価を通して的確にとらえ、適切な支援を行います。また、保護者の子育てについての相談に応じるとともに、ペアレントトレーニングの支援体制を確保します。

		見込み値			
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	
発達評価	延べ人数	525 人	525 人	525 人	
心理・発達相談	延べ人数	1,289 人	1,271 人	1,235 人	
個別療育	理学療法	実人数	35 人	35 人	35 人
	作業療法	実人数	120 人	120 人	120 人
	言語聴覚療法	実人数	185 人	185 人	185 人
	家庭療育指導	実人数	185 人	185 人	185 人
集団療育	乳児集団療育	実人数	16 人	16 人	16 人
	幼児集団療育	実人数	50 人	50 人	50 人
補装具・日常生活用具相談	延べ人数	10 人	10 人	10 人	

		見込み値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
保護者学習会	参加人数	50 人	50 人	50 人
療育セミナー	参加人数	250 人	250 人	250 人
ペアレントトレーニング	実人数	0 人	0 人	1 人

(2) 児童発達支援事業所「ひまわり園」による発達支援

児童福祉法に規定する児童発達支援事業として、一人ひとりの子どもに対し発達支援と保護者への支援を行い、日常生活における基本動作の習得、集団生活への適応能力の向上を図ります。

		見込み値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童発達支援事業所 「ひまわり園」	契約者数	50 人	45 人	40 人

(3) 保育所等訪問支援事業所「おひさま」による発達支援

児童福祉法に規定する保育所等訪問支援事業として、幼稚園・保育園・認定こども園等に就園している子どもについて、必要に応じて就園先で、直接支援を行います。

		見込み値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
保育所等訪問支援事業所「おひさま」	実人数	2 人	2 人	2 人

(4) 児童通所支援事業

子ども相談課において、児童通所支援を必要とする子どもが適切なサービスを受けられるよう公平、適切、迅速に支給決定を行います。

日常生活全般を支援する観点から児童通所支援に加えて、他の福祉サービス、社会資源を積極的に活用できるようサービス等利用計画を作成します。

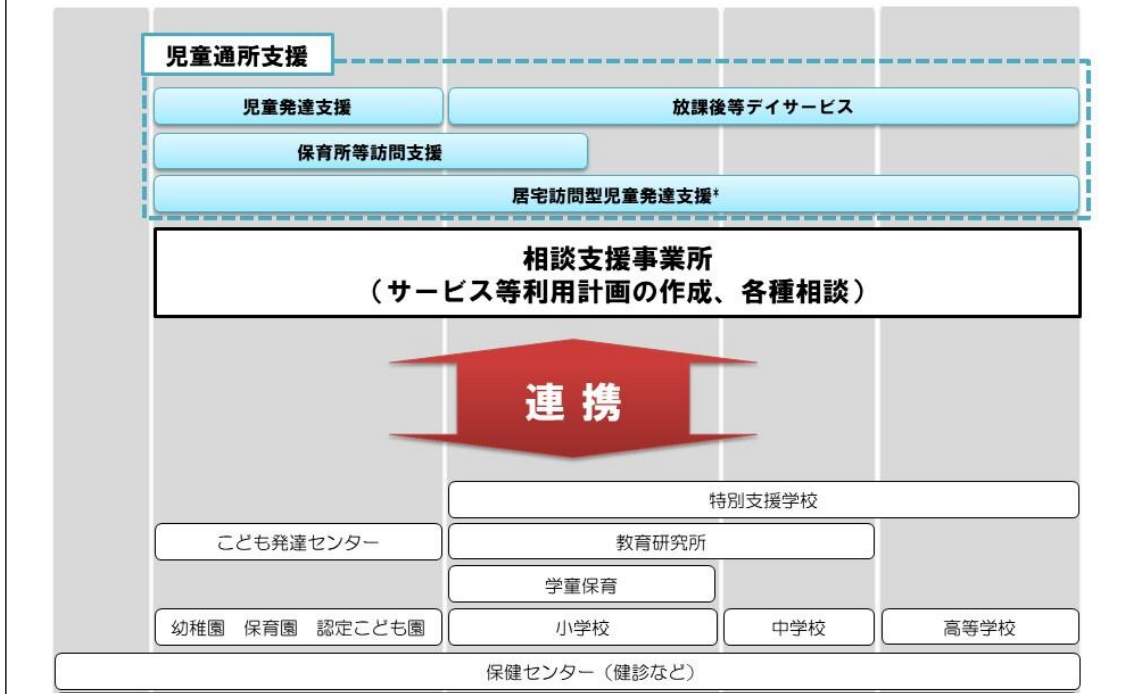
		見込み値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童発達支援	実人数 /月	125 人	125 人	125 人
	延べ利用日数/月	1,000 日	1,031 日	1,062 日
医療型児童発達支援	実人数/月	0 人	0 人	0 人
	延べ利用日数/月	0 日	0 日	0 日
放課後デイサービス	実人数/月	220 人	230 人	240 人
	延べ利用日数/月	2,640 日	2,760 日	2,880 日

		見込み値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
保育所等訪問支援	実人数/月	2 人	2 人	2 人
	延べ利用日数/月	4 日	4 日	4 日
居宅訪問型 児童発達支援	実人数/月	0 人	0 人	1 人
	延べ利用日数/月	0 日	0 日	4 日
相談支援事業	1 月当たりの実人数	65 人	65 人	65 人
医療的ケア児*に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネ ーターの配置人数	実人数/月	0 人	0 人	1 人
医療的ケア児支援の ための協議の場の開 催回数	実施回数/年	0 回	0 回	1 回



－福祉サービスと関係機関の関係－

発達に支援が必要な子どもが利用できる福祉サービス、関係機関は多岐に渡ります。そこでその調整役になるのが相談支援事業所です。



3. 家族支援の充実

【方向性】

- ・発達に支援が必要な子どもを育てる家庭において、支援を継続的かつ効果的に行えるようにするためには、保護者の「気づき」が重要です。障害や発達特性の理解促進のために専門職員による親子の愛着関係を大切にした教育・心理・発達相談を行います。

(1) ケースワーカーによる相談・調整【再掲】

こども発達センターに相談があった場合、ケースワーカーが原則すべての子どもの受理面接を行い、子どもの発達と家庭の状況を把握します。その後、こども発達センターにおける会議を通じ、発達支援、福祉サービスの利用に繋がるとともに、必要に応じて関係機関とも情報共有を行います。

また、こども発達センターにおいて小児科医が発達相談や診断を行うことで、子どもの発達状況をより客観的に把握できる機会を設けます。

		見込み値		
		R3年度	R4年度	R5年度
発達センター利用者	実人数	716人	706人	686人
受理面接	実人数	179人	177人	171人
医療相談	延べ人数	36人	36人	36人

(2) 専門職員による相談・訓練【再掲】

(事務事業名：理学療法士による相談・訓練、作業療法士による相談・訓練、言語聴覚士による相談・訓練、心理相談員による相談・訓練)

発達に支援が必要な子どもに対して、こども発達センターの各専門職員が子どもの発達状況を検査と評価を通して的確にとらえ、適切な支援を行います。また、保護者の子育てについての相談に応じるとともに、ペアレントトレーニングの支援体制を確保します。

			見込み値		
			R3年度	R4年度	R5年度
発達評価	延べ人数	525人	525人	525人	
心理・発達相談	延べ人数	1,289人	1,271人	1,235人	
個別療育	理学療法	実人数	35人	35人	35人
	作業療法	実人数	120人	120人	120人
	言語聴覚療法	実人数	185人	185人	185人
	家庭療育指導	実人数	185人	185人	185人

			見込み値		
			R3 年度	R4 年度	R5 年度
集団療育	乳児集団療育	実人数	16 人	16 人	16 人
	幼児集団療育	実人数	50 人	50 人	50 人
補装具・日常生活用具相談		延べ人数	10 人	10 人	10 人
保護者学習会		参加人数	50 人	50 人	50 人
療育セミナー		参加人数	250 人	250 人	250 人
ペアレントトレーニング		実人数	0 人	0 人	1 人

(3) 相談支援事業所「なの花」の相談支援専門員による児童支援利用計画の作成

児童福祉法に規定する障害児相談支援事業として、適切かつ効果的な児童通所支援の利用に加えて他の福祉サービスや地域社会資源等の活用をできるように児童支援利用計画を作成します。特に子どもが未就学児の場合、障害や発達特性の理解促進を促していくことで子どもの健全な成長発達に繋がることから、保護者支援を積極的に行っていきます。

		見込み値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談支援事業所「なの花」	実人数	310 人	335 人	360 人
	延べ作成数	525 件	550 件	575 件

(4) 就学に関する相談・支援業務

保護者が子どもに適した就学先を選択できるよう、こども発達センターにおいて就学に関する相談を受けています。小学校へ入学後、子ども自身が学校の生活において適応し、集団生活を楽しく行えるようにするため、こども発達センターと小学校との連携を図っていきます。また、保護者からの要望に応じての引継ぎ資料の作成、及び就学した後の相談・支援も継続して行います。

	見込み値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
就学相談（引継ぎ資料数）	130 人	128 人	125 人

(5) 教育相談・発達相談事業

市内在住の小中学校に通う児童生徒やその保護者、あるいは関係者からの、不登校やいじめ、発達の偏りなどを主訴とする様々な相談に応じてます。子どもの発達の偏りは育てづらさに繋がることも多いことから、子ども虐待に至らないよう、継続的に支援します。

	見込み値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
来談件数	360 件	360 件	360 件
発達障害及び何らかの発達の偏りが背景にあると思われる相談の割合	60%	60%	60%
相談回数※	2,600 回	2,600 回	2,600 回

※相談回数は、来所相談、電話相談、他機関調整を含む。

(6) 子ども総合相談の推進【再掲】

子ども相談課では、子どもに関するあらゆる相談に、来所及び電話等で対応しています。相談内容により、総合窓口として適切な専門機関を紹介するとともに、助言が必要と判断した場合には継続的な相談支援を行います。特に様々な要因から養育が困難な家庭において子ども虐待に至るケースも多いことから、子ども総合相談窓口としての周知や機能の強化を図りながら、関係機関と連携し、家族支援を行います。

	見込み値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
子どもに関する相談のうち、終結件数の割合	73%	73%	73%

(7) 子ども虐待防止・援助活動の推進

子ども虐待の背景には、子ども自身や子育てをする保護者が抱える様々な悩みや不安があります。それらが子ども虐待に繋がらないように、また重症化させないために、子ども相談課において、児童相談所などの関係機関とのネットワークによる援助活動を行います。

	見込み値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
緊急性の高い児童通告について、48 時間以内に調査を行った割合	100%	100%	100%

4. 地域支援の構築

【方向性】

- ・幼稚園、保育園、認定子ども園、学校、学童保育室、あびっこクラブ等において、発達に支援が必要な子どもが健やかに成長し、のびのびと地域で生活できる体制を構築するために、児童発達支援センターであるこども発達センターを中心として関係機関での情報共有と連携を強化します。
- ・児童通所支援事業所が、重度な障害や発達特性のある子どもへの対応の質を高められるよう、児童発達支援センターであるこども発達センターの専門職員が研修の場を提供します。
- ・それぞれの場において合理的配慮が提供されるよう、保育者や関係者に発達特性の理解を促し、関わり方や環境調整に関する指導・助言を行います。
- ・迅速な災害時の対応のため、地域の関係機関と日常的な連携を促進します。

(1) 専門職員による訪問・相談

(事務事業名：理学療法士による相談・訓練、作業療法士による相談・訓練、言語聴覚士による相談・訓練、心理相談員による相談・訓練)

幼稚園・保育園・認定こども園、学校等の生活において、発達に支援が必要な子どもの健やかな育ちを支援するために、こども発達センターの専門職員が保育者や教職員に対して子どもへの関わり方や環境調整に関する助言を行います。

巡回相談として、こども発達センターの専門職員が我孫子市在住の子どもが通っている各園に年3回訪問しています。他にも、保護者や子どもの所属機関からの依頼をもとに、各専門職員が施設訪問相談を実施しています。さらに、就学後の子どもが学校生活に適應できるよう、小学校就学後1年間、学校への巡回相談も行います。

		見込み値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
巡回相談（就学前）	延べ人数	390 人	390 人	390 人
巡回相談（就学後）	延べ人数	130 人	128 人	125 人
施設訪問相談	実施回数	20 回	20 回	20 回

(2) ライフダイアリー普及事業

我孫子市に住むすべての子どもとその保護者を対象に子育て支援ファイル「ライフダイアリー」を配布しています。これは、より良いサービスを行うため、家庭及び関係機関が子どもに関する情報の共有化を円滑かつ的確に行うために記録を綴った情報伝達用のファイルです。平成28年度より全戸配

布となり、普及されつつありますが、活用が進まない現状もあるため、「ライフダイアリー」の活用方法やあり方を検討していきます。

		見込み値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
ライフダイアリー配布	配布数	760 冊	750 冊	730 冊



5. 教育支援の拡充

【方向性】

- ・発達に支援が必要な児童生徒に適切な教育支援が実施されるよう、教育研究所において教育相談・支援体制の充実を図ります。家族への支援を充実させるとともに、相談支援事業所等の地域資源との連携強化を図ります。

(1) 教育支援委員会の運営

特別な支援を要する児童生徒の就学について、教育支援委員会を設置し年4回委員会を開催して、対象児童生徒の就学先を審議します。また教育研究所がこども発達センター・我孫子特別支援学校等と連携し、対象の児童生徒や保護者と個別に相談し、学校見学・体験入学等を通して保護者の意向を確認しながら就学を決定します。

(2) 学級支援員派遣事業

特別支援学級数・在籍児童生徒数や、教育研究所巡回事業で把握した支援を要する児童生徒の実態に基づいて、学級支援員を市内小中学校に派遣します。特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増えているため、学級支援員を確保していきます。

		見込み値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
支援員一人に対する 特別支援学級在籍児童生徒の数	小学校	6.1 人	6.1 人	6.1 人
	中学校	6.7 人	6.7 人	6.7 人

(3) 教育研究所巡回事業

巡回相談員は、教育研究所長、各学校の担当アドバイザー、特別支援教育担当指導主事、必要に応じて教育研究所ケースワーカーが務めます。授業観察及び、管理職、特別支援教育コーディネーター*の説明等を通して各学校の特別支援教育体制の推進を図ります。

	見込み値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
必要な児童生徒に対する 教育支援計画作成数	800 人	810 人	820 人
必要な児童生徒に対する 教育支援計画作成率	100%	100%	100%

(4) 特別支援教育推進事業

特別支援教育コーディネーター研修会を年2回、さらに各小中学校（19校）で校内研修会等を開催し、特別な教育的支援を要する児童生徒の指導・支援の質の向上を図ります。

	見込み値		
	R3年度	R4年度	R5年度
校内研修会	19回	19回	19回
学級支援員研修会	2回	2回	2回
コーディネーター研修会	2回	2回	2回

※聞こえの研修会はR2年度から廃止しました。

(5) 教育研究所アドバイザー事業

学校生活における何らかの困り感があると思われる児童生徒について、教職員とアドバイザーが日常的に情報を共有しあい、児童生徒の困り感を軽減するための方法を教職員とともに検討します。

		見込み値		
		R3年度	R4年度	R5年度
小学校	延べ人数	230人	230人	230人
	派遣回数	200回	200回	200回
中学校	延べ人数	60人	60人	60人
	派遣回数	70回	70回	70回

(6) 就学相談事業

年長児についてはこども発達センターと、小学6年生については学校と、それぞれ連携しながら、学校見学や体験学習を通して、子どもの可能性を最大限に伸ばせる教育の場を保護者が選択できるよう、相談に応じます。

	見込み値		
	R3年度	R4年度	R5年度
見学者数（実数）	100人	100人	100人
見学回数 （延べ人数）	70回 (170人)	70回 (170人)	70回 (170人)
体験者数（実数）	140人	140人	140人
体験回数 （延べ人数）	110回 (200人)	110回 (200人)	110回 (200人)

	見込み値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
教育支援委員会審議件数 (小学校入学予定者)	90 件	90 件	90 件
教育支援委員会審議件数 (中学校入学予定者)	50 件	50 件	50 件
その他の相談回数	160 回	160 回	160 回

※その他の相談回数には来所相談・電話相談・他機関連携・検査等を含む。

(7) 長欠対策事業

市内全小中学校に心の教室相談員を派遣しています。小学校で週2日（大規模校は3日）、中学校で週3日「心の教室」を開室し、児童生徒をはじめ、保護者や教職員の相談に応じます。

適応指導教室「ヤング手賀沼」の通級児童生徒は増加傾向にあり、発達支援の視点を含めた総合的な児童生徒の理解及びその児童生徒に応じた対応の必要性はさらに高まっています。今後は西部地区にもヤング手賀沼を分校として設置し、支援していきます。

	見込み値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
心の教室相談員の派遣数 (学校数×週稼働日数)	46 日	46 日	46 日
ヤング手賀沼通級児童生徒数	45 人	50 人	55 人

(8) 教育相談・発達相談事業【再掲】

市内在住の小中学校に通う児童生徒やその保護者、あるいは関係者からの、不登校やいじめ、発達の偏りなどを主訴とする様々な相談に応じてます。子どもの発達の偏りは育てづらさに繋がることも多いことから、子ども虐待に至らないよう、継続的に支援します。

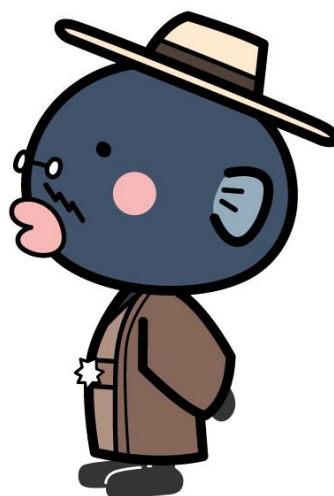
	見込み値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
来談件数	360 件	360 件	360 件
発達障害及び何らかの発達の偏りが背景にあると思われる相談の割合	60%	60%	60%
相談回数※	2,600 回	2,600 回	2,600 回

※相談回数は、来所相談、電話相談、他機関調整を含む。

(9) 小中学生のためのいじめ・悩み相談ホットライン

教育研究所内に市内小中学校児童生徒が直通でかけられる電話とメールによる相談窓口を開設し、専門の相談員が対応にあたりるとともに、関係諸機関との連携を密にし、児童生徒の悩みやいじめ問題の解決に取り組みます。

	見込み値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談人数	20 人	20 人	20 人



6. 計画の推進体制と進行管理

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉分野、教育分野、地域資源などさまざまな分野との連携が重要であることから、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、児童通所支援等の事業所、相談支援事業所、庁内関係部署等と連携しながら取り込むことが必要です。

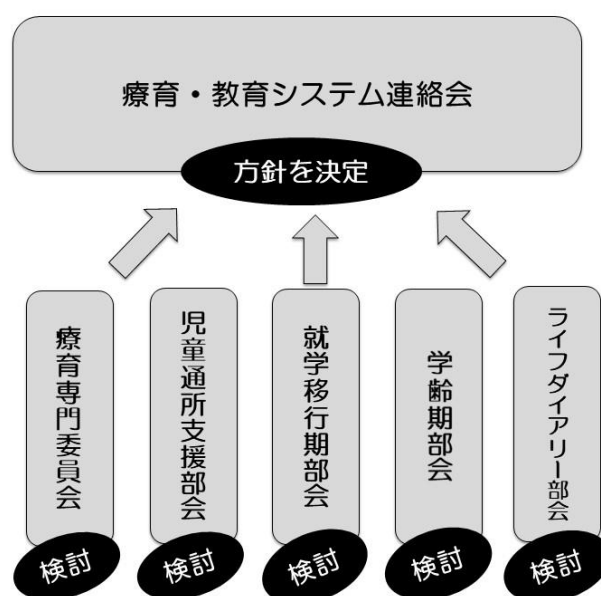
そこで本計画は、療育・教育システム連絡会を核として策定するとともに、その後の検証と評価をすることとしています。

(2) 療育・教育システム連絡会とは

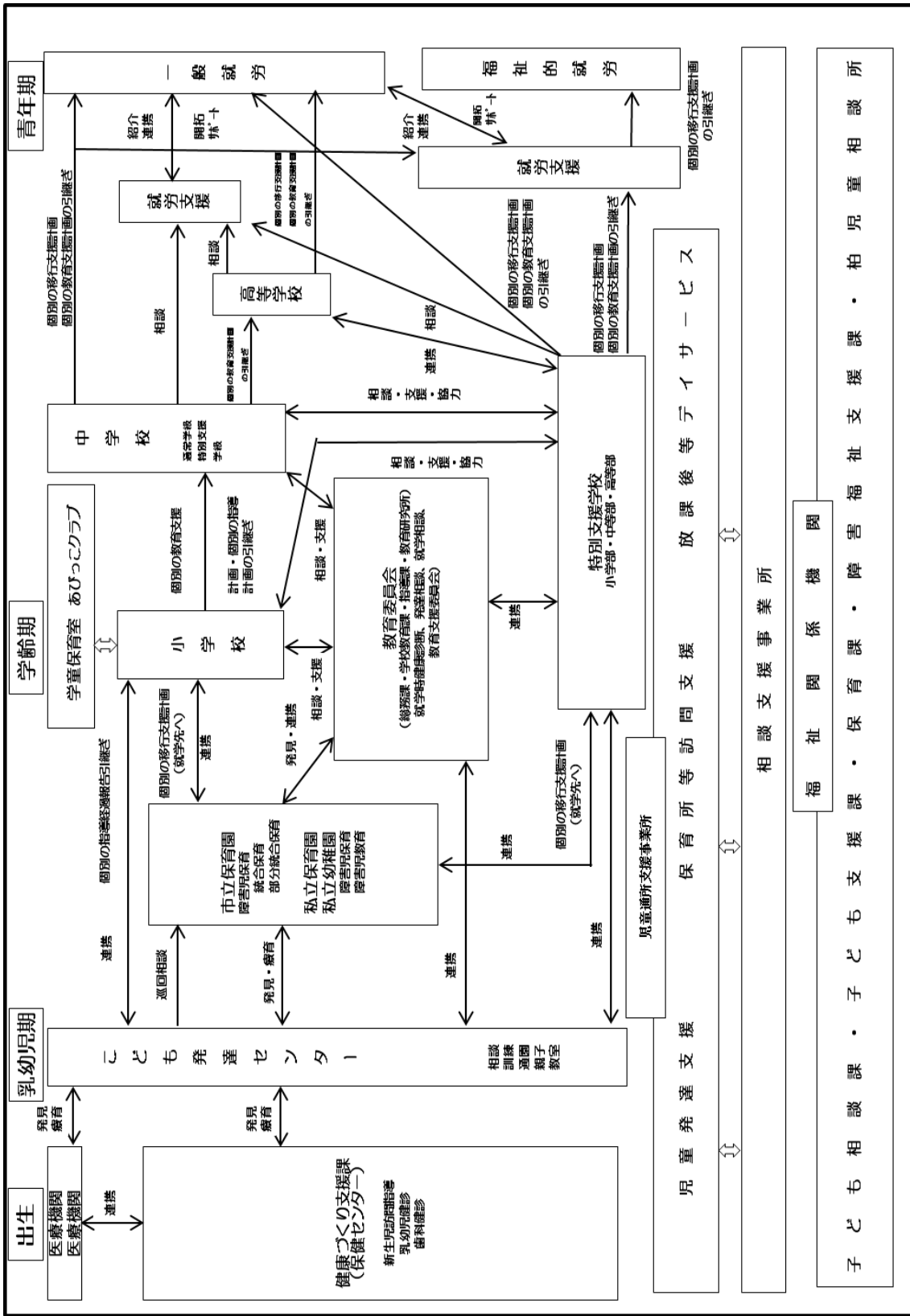
近年では、子どもの人口数の減少に対して、発達に支援が必要な子どもの人口に占める割合は増加傾向にあります。このような中、障害特性の重症化・多様化や家族形態の変化等により、発達に支援が必要な子どもとその家族の多くは、不安や負担感を抱え、家庭機能が低下し、養育や教育の状況が悪化、結果的に子ども虐待や不適切な教育環境に陥る家庭が増加しています。

子どもの発達に関わる問題は多岐に渡り、ひとつの部署・機関ですべての問題を解決することは困難で、関係機関の連携が重要になってきます。

そこで我孫子市では、発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、ライフステージに応じた切れ目のない発達支援を充実させるために、療育・養育システム連絡会、及び5つの作業部会を設置し、本計画の策定や進捗状況管理、重要施策の検討や決定を行っています。



(3) 療育・教育システム連絡会のイメージ図



<資料集>

1. アンケート調査の概要

1【我孫子市こども発達センターについて】

こども発達センターの相談及び訓練利用者の現在の利用状況と今後の利用希望を把握するために、調査を実施したものです。

調査対象	こども発達センターの相談及び訓練を利用している者の保護者		
調査期間	令和2年8月6日から令和2年9月18日		
調査の方法	手渡しによる配布及び回収		
回収状況	配布数	有効回答数	有効回答率
	311	304	97.7%

2【児童通所支援について】

令和3年度からの第2期子ども発達支援計画（第2期障害児福祉計画）の策定にあたり、発達に支援が必要な子どもを取り巻く状況や課題を把握するため、調査を実施したものです。

調査対象	児童通所給付費*の支給決定を受けている児童の保護者		
調査期間	令和2年8月6日から令和2年8月31日		
調査の方法	子ども相談課より各家庭に郵送。回答者は、各児童の利用している児童通所支援事業所に提出し、回収は、子ども相談課、こども発達センター職員が行う。		
回収状況	配布数	有効回答数	有効回答率
	350	139	39.7%

3【障害児相談支援事業所について】

令和3年度からの第2期子ども発達支援計画（第2期障害児福祉計画）の策定にあたり、障害児相談支援事業所の状況や課題、意向を把握するため、調査を実施したものです。

調査対象	市内障害児相談支援事業所 8か所		
調査期間	令和2年8月6日から令和2年8月31日		
調査の方法	メールによる配布及び回収		
回収状況	配布数	有効回答数	有効回答率
	8	7	87.5%

4【児童通所支援事業所について】

令和3年度からの第2期子ども発達支援計画（第2期障害児福祉計画）の策定にあたり、児童通所支援事業所の状況や課題、意向を把握するため、調査を実施したものです。

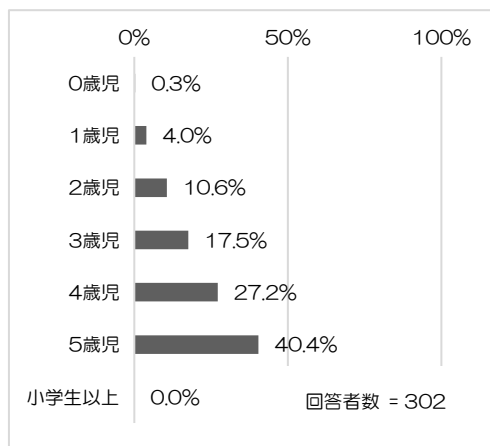
調査対象	市内児童通所支援事業所 16か所		
調査期間	令和2年8月6日から令和2年8月31日		
調査の方法	メールによる配布及び回収		
回収状況	配布数	有効回答数	有効回答率
	16	15	93.8%

2. 我孫子市こども発達センターについて(アンケート調査)

① こども発達センターの利用状況

(ア) 利用者の年齢

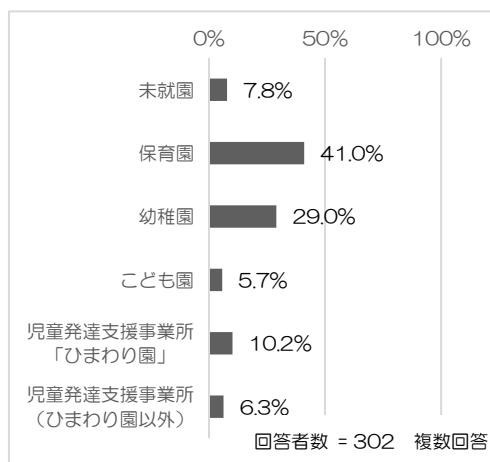
「5歳児」が40.4%と最も高く、年齢を追うごとに利用者が増加しています。



(イ) 利用者の所属先

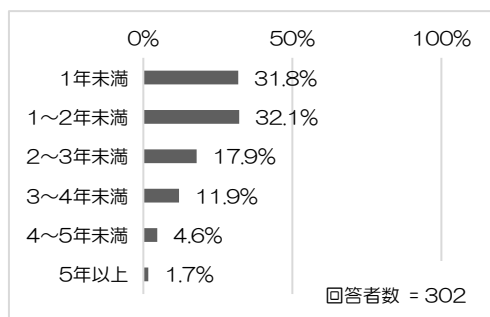
「保育園」が41.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が29.0%となっています。

一方、在籍がない「未就園」は7.8%となっています。



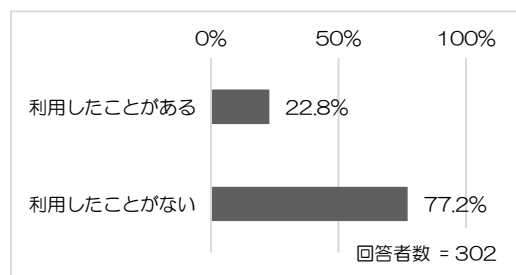
(ウ) こども発達センターを利用している年数

「1～2年未満」が32.1%と最も高く、次いで「1年未満」が31.8%となっています。



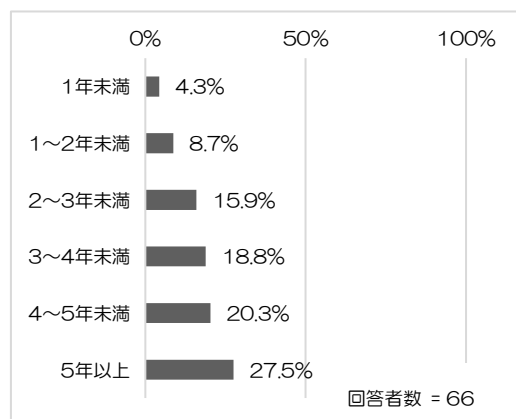
(エ) きょうだいの利用状況

利用者のきょうだいがこども発達センターを「利用したことがある」が22.8%、「利用したことがない」が77.2%となっています。



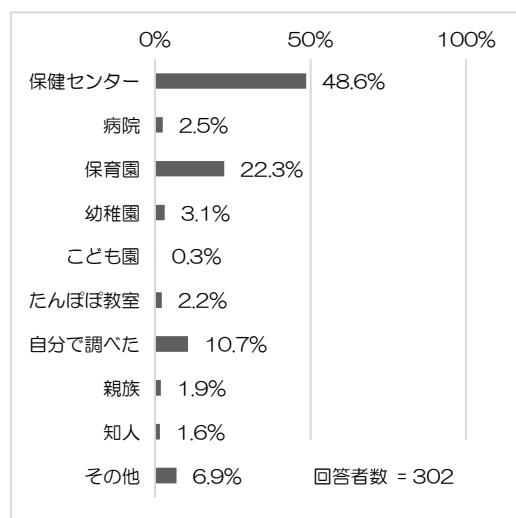
(オ) きょうだいの利用を合算したこども発達センター年数

「5年以上」が27.5%と最も高くなっています。



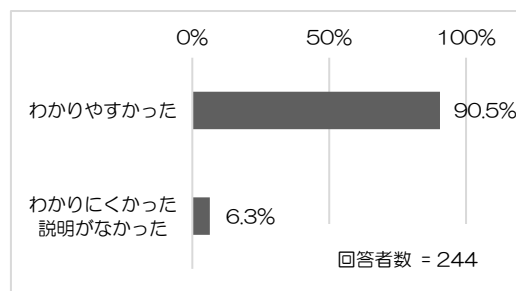
(カ) こども発達センターの紹介元

「保健センター」が48.6%と最も高く、次いで「保育園」が22.3%となっています。



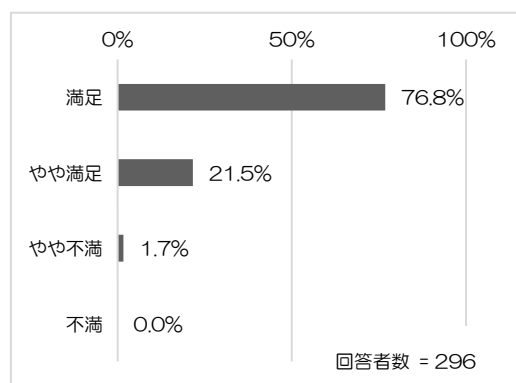
(キ) こども発達センターの紹介案内のわかりやすさ

「わかりやすかった」が90.5%、「わかりにくかった」、または「説明がなかった」が6.3%となっています。



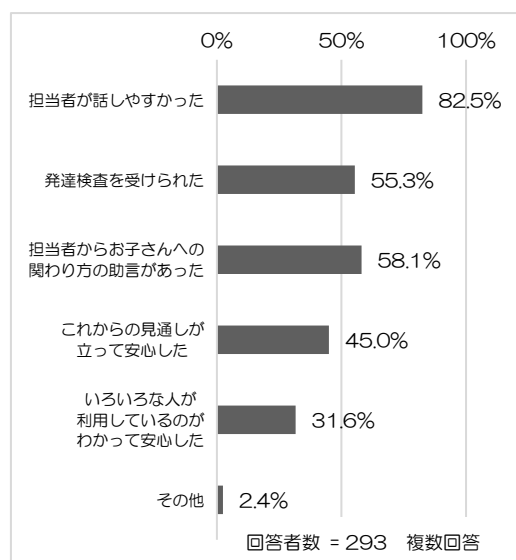
(ク) 初回面接の満足度

「満足」と「やや満足」をあわせた“満足”が98.3%、「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”が1.7%となっています。



(ケ) 初回面接が満足な理由

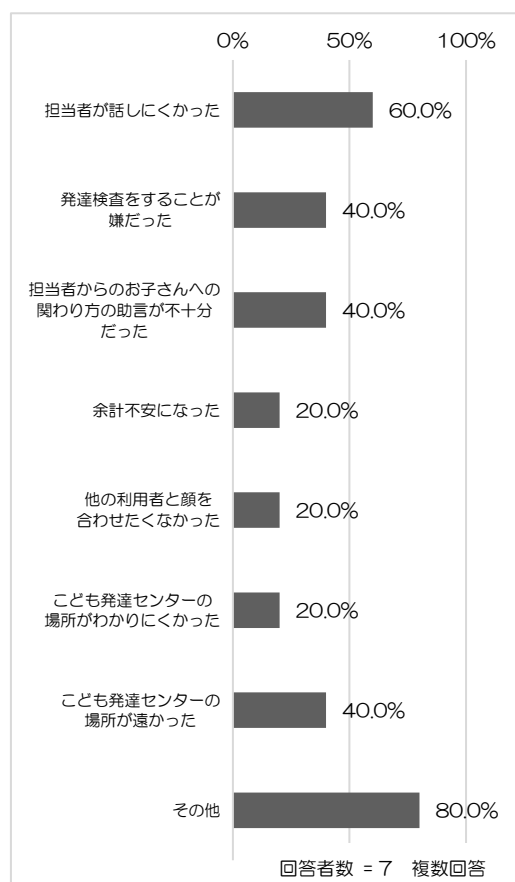
「担当者が話しやすかった」が82.5%と最も高く、次いで「担当者からお子さんへの関わり方の助言があった」が58.1%となっています。



(コ) 初回面接が不満足な理由

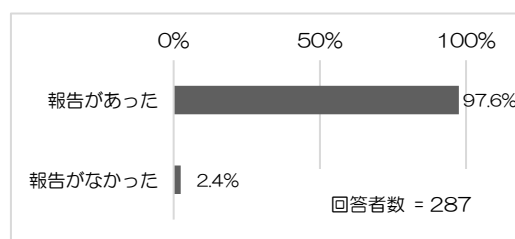
「その他」が80.0%と最も高く、次いで「担当者が話しにくかった」が60.0%となっています。

「その他」には、「検査結果を書面でもらえなかった」、「療育手帳をとることについて詳しく説明が欲しかった」等の回答がありました。

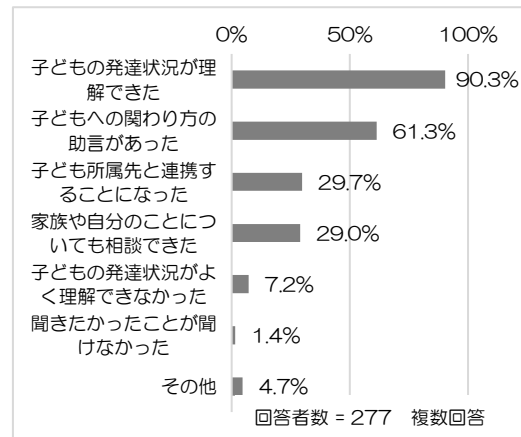


(サ) 発達検査について

発達検査の実施後に、検査結果について報告（説明）があったかについて「報告があった」が97.6%になっています。



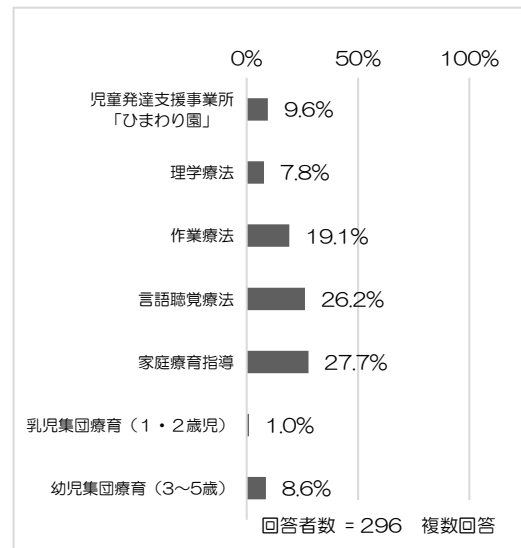
そのうち、「子どもの発達状況が理解できた」が90.3%と最も高く、次いで「担当者から子どもへの関わり方の助言があった」が61.3%となっています。



(シ) 現在利用中の発達支援の内容

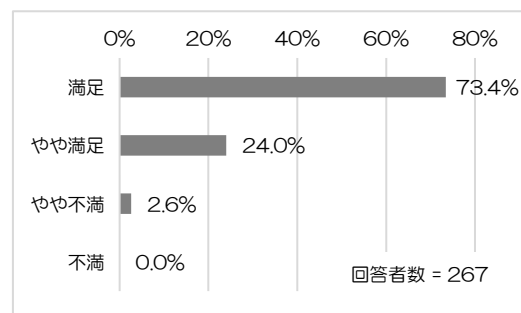
「家庭療育指導」が27.7%と最も高く、次いで「言語聴覚療法」が26.2%となっています。

「理学療法」、「作業療法」、「言語聴覚療法」、「家庭療育指導」をあわせた“個別療育”が80.8%となっています。



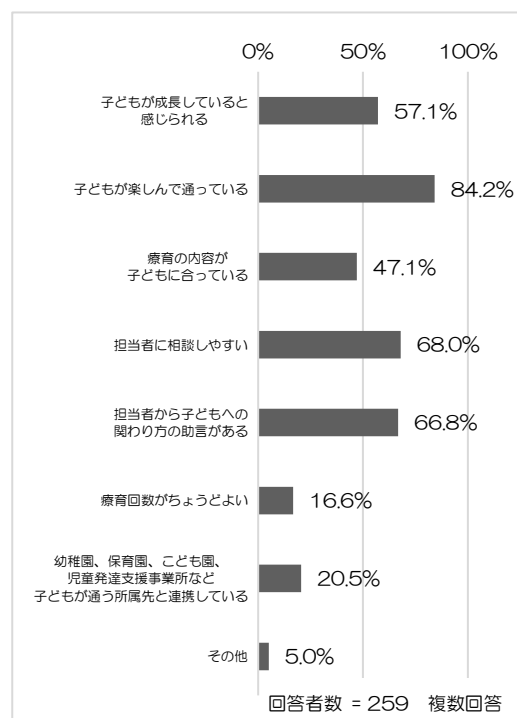
(ス) 個別療育の満足度

「満足」と「やや満足」をあわせた“満足”が97.4%、「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”が2.6%となっています。



(七) 個別療育が満足な理由

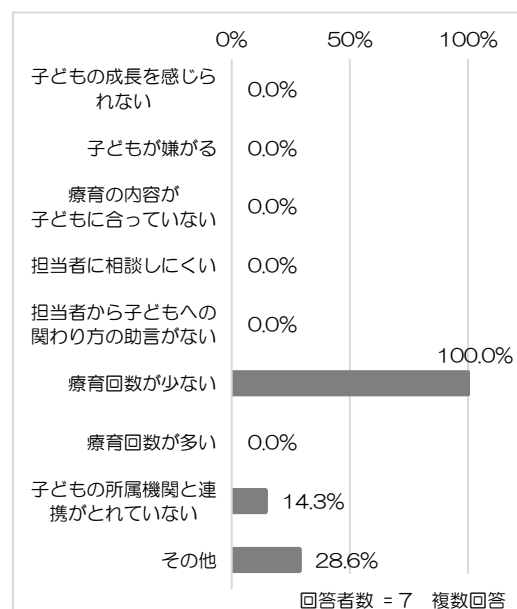
「子どもが楽しんで通っている」が84.2%と最も高く、次いで「担当者に相談しやすい」が68.0%となっています。



(八) 個別療育が不満足な理由

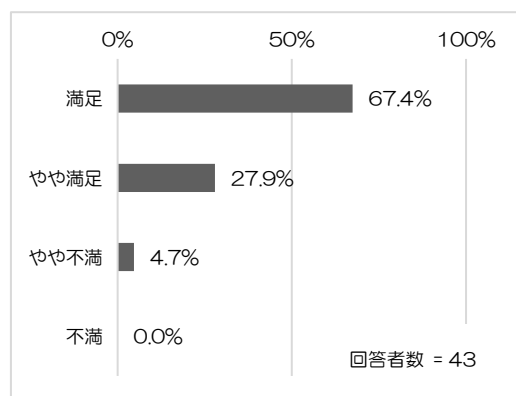
「療育回数が少ない」が100%と最も高く、次いで「その他」が28.6%となっています。

「その他」には、「年間の子供の目標及び計画がわからない」、「子どもが先生を少しこわがっている」等の回答がありました。



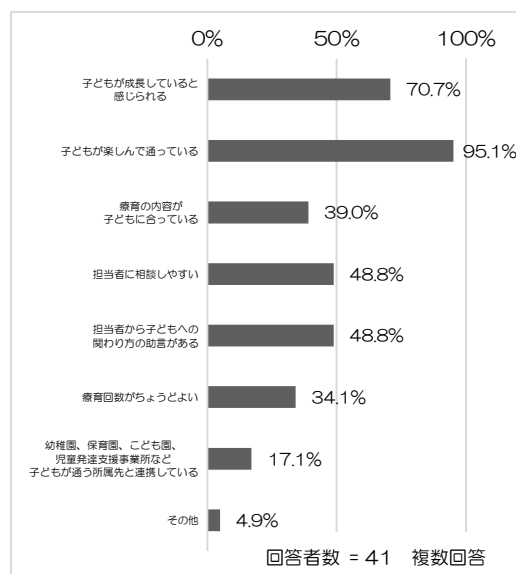
(タ) 集団療育の満足度

「満足」と「やや満足」を合わせた“満足”が95.3%、
「やや不満」と「不満」を合わせた“不満”が4.7%となっています。



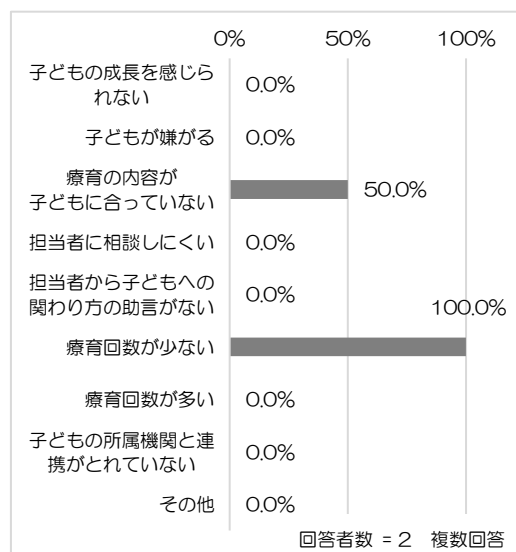
(チ) 集団療育が満足な理由

「子どもが楽しんで通っている」が95.1%と最も高く、次いで「子どもが成長していると感じられる」が70.7%となっています。



(ツ) 集団療育が不満足な理由

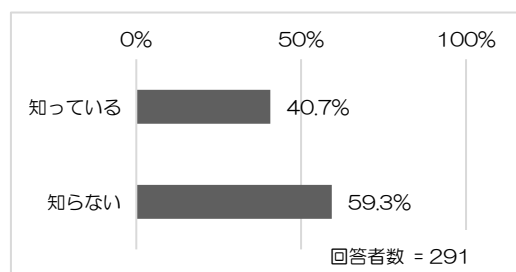
「療育回数が少ない」が100.0%と最も多く、次いで「療育の内容が子どもに合っていない」が50.0%となっています。



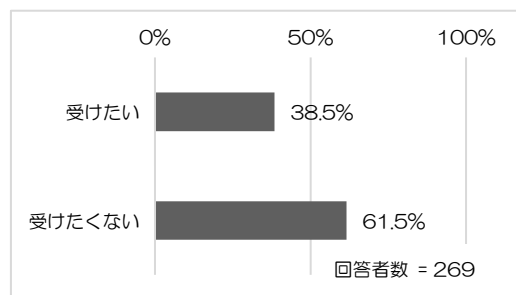
② 医療相談について

(ア) 医療相談の認知度

「知っている」が40.7%、「知らない」が59.3%となっています。



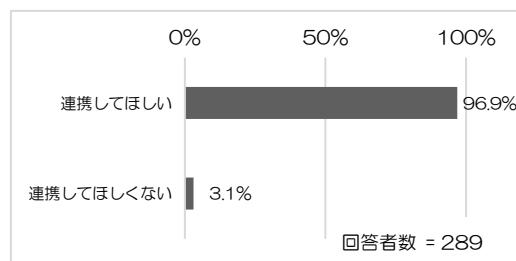
「受けたい」が38.5%、「受けたくない」が61.5%となっています。



③ 連携について

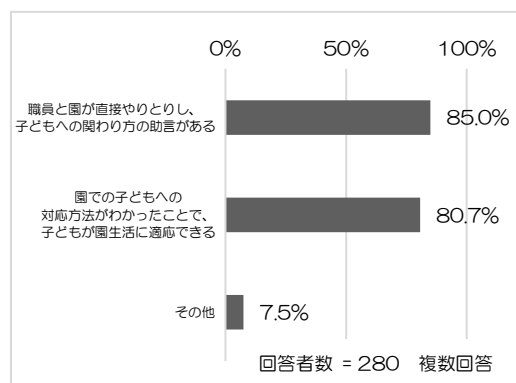
(ア) こども発達センターと所属機関との連携

「連携してほしい」が96.9%、「連携してほしくない」が3.1%となっています。



(イ) 連携してほしい理由

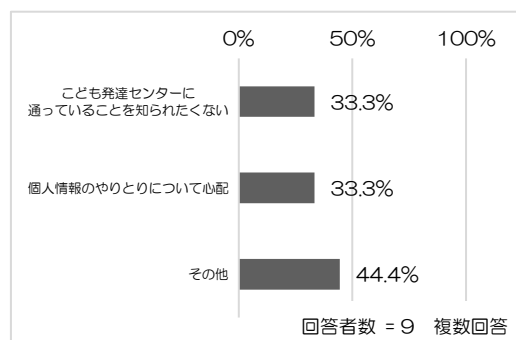
「職員と園が直接やりとりし、子どもへの関わり方の助言がある」が85.0%と最も高く、次いで「園での子どもへの対応方法がわかったことで、子どもが園生活に適應できる」が80.7%となっています。



(ウ) 連携してほしくない理由

「その他」が44.4%と最も高く、次いで「こども発達センターに通っていることを知られたくない」が33.3%、「個人情報のやりとりについて心配」が33.3%となっています。

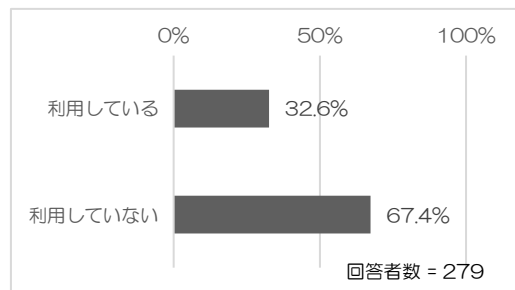
「その他」には、「保育園に不信感があるため」や「担任とは情報共有できているから」等の回答がありました。



④ 送迎バスについて

(ア) 送迎バスの利用の有無

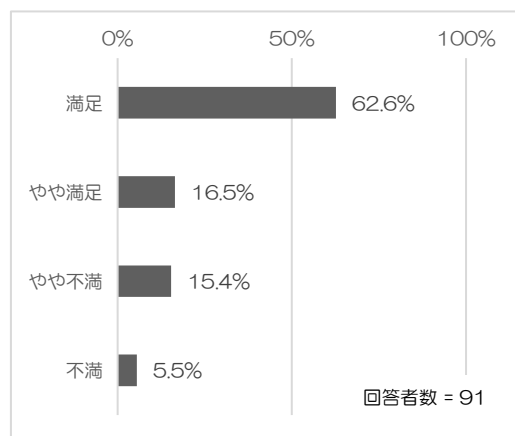
「利用している」が32.6%、「利用していない」が67.4%となっています。



(イ) 送迎バスの満足度

「利用している」の満足度は、「満足」と「やや満足」をあわせた“満足”が79.1%、「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”が20.9%となっています。

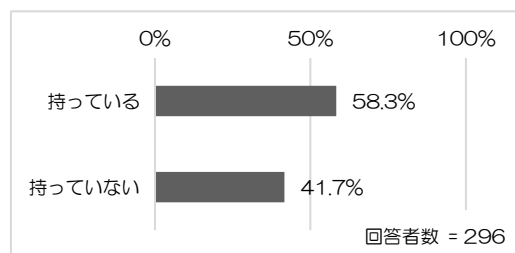
“不満”の理由としては、「我孫子駅まで送迎バスを出してほしい」や「全ての療育の時間に合わせてバスを出してほしい」等の回答がありました。



⑤ ライフダイアリーについて

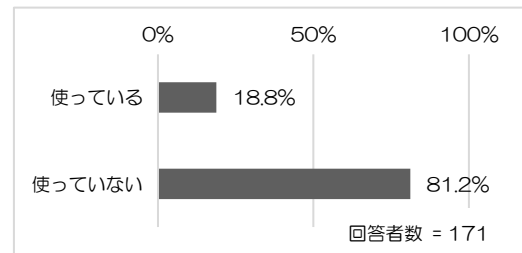
(ア) ライフダイアリーの所有の有無

「持っている」が58.3%、「持っていない」が41.7%となっています。



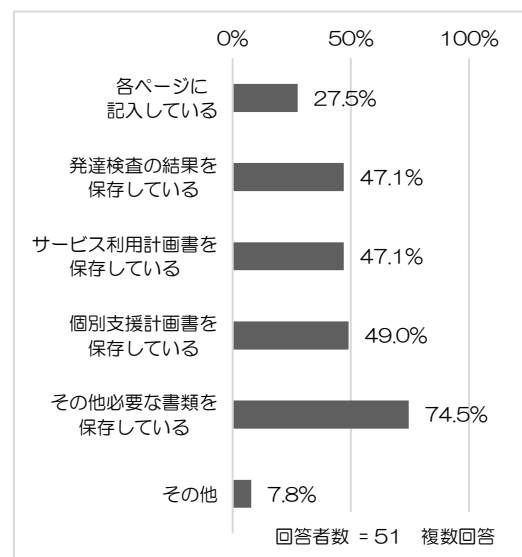
(イ) ライフダイアリーの使用状況

「使っていない」が81.2%、「使っている」が18.8%となっています。



(ウ) ライフダイアリーの使用内容

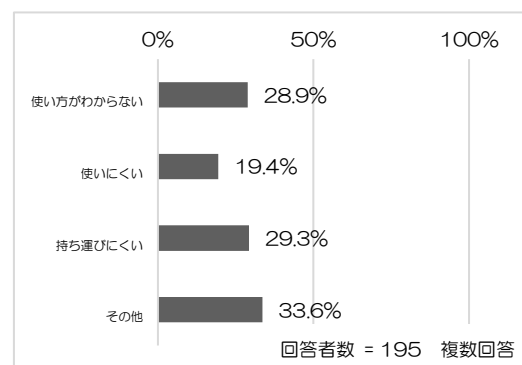
「その他必要な書類を保存している」が74.5%と最も高く、次いで「個別支援計画書を保存している」が49.0%となっています。



(エ) ライフダイアリーの使用していない理由

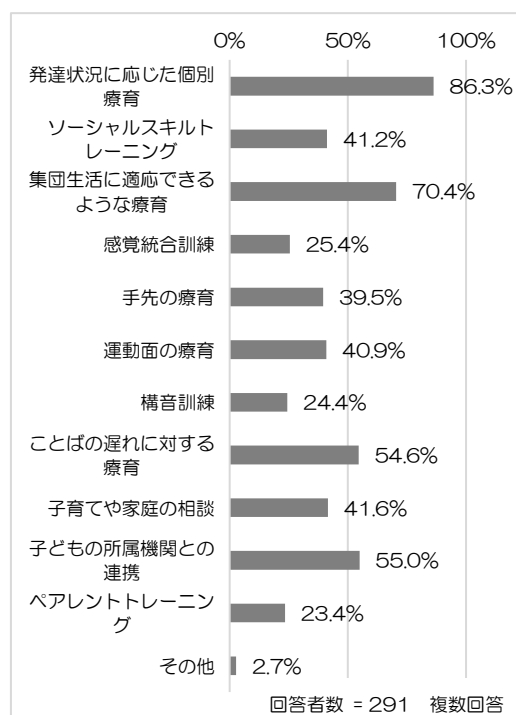
「その他」と答えた人が33.6%と最も多く、次いで「持ち運びにくい」が29.3%、「使い方がわからない」が28.9%となっています。

「その他」には、「自分の手帳や母子手帳、携帯のアプリを活用しているから」や、「記入するのが大変」、「サイズが使いづらい」等の回答がありました。



⑥ こども発達センターの支援に期待することについて

「発達状況に応じた個別療育」が86.3%と最も高く、次いで「集団生活に適応できるような療育」が70.4%となっています。



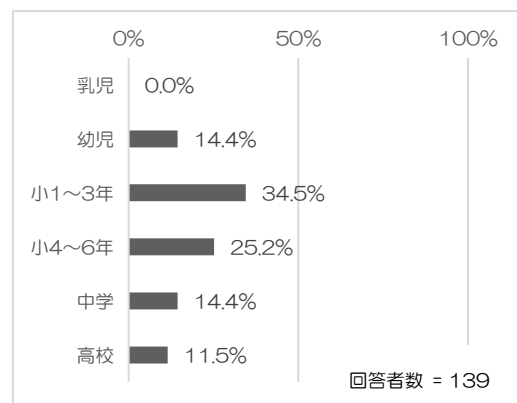
3. 児童通所支援について(アンケート調査)

① 児童通所支援支給決定者の状況

(ア) 回答者の子どもの年齢

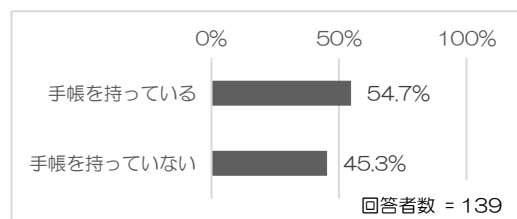
「小学校 1～3 年」が 34.5%と最も高く、次いで「小学校 4～6 年」が 25.2%となっています。

未就学では「幼児」(1 歳～就学前)が 14.4%となっています。



(イ) 子どもの手帳取得状況

「手帳を持っている」が 54.7%、「手帳を持っていない」が 45.3%となっています。



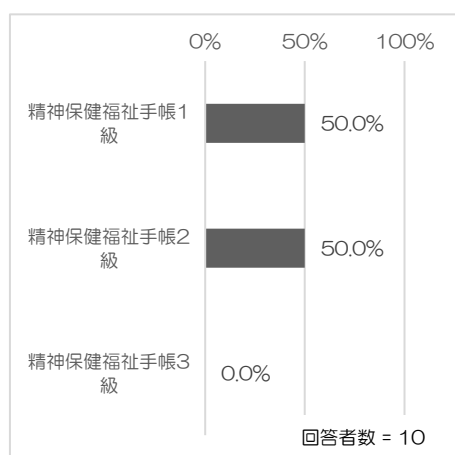
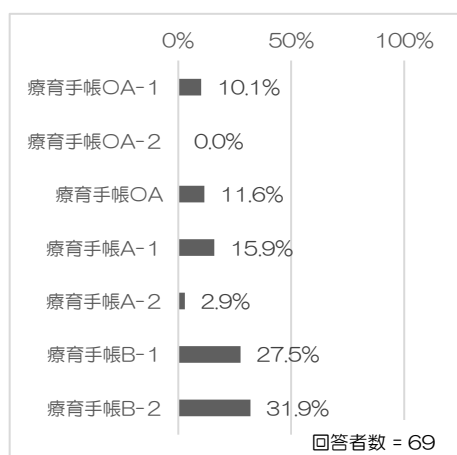
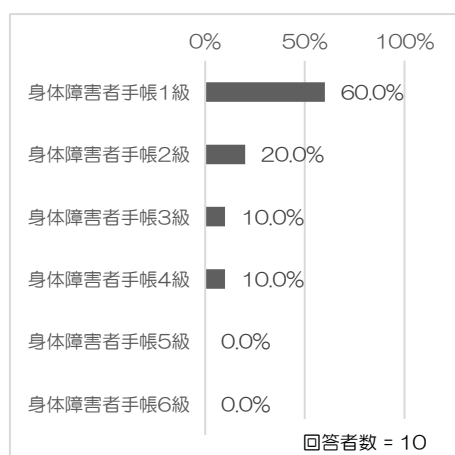
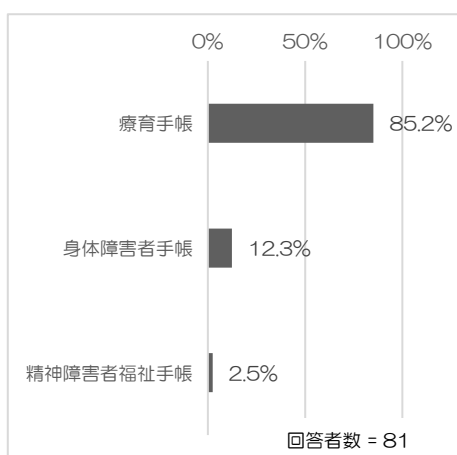
(ウ) 取得している手帳の種類

「療育手帳」が 85.2%、「身体障害者手帳」12.3%、「精神障害者福祉手帳」が 2.5%となっています。

「身体障害者手帳」の等級については、「1 級」が 60.0%と最も高く、次いで「2 級」が 20.0%となっています。

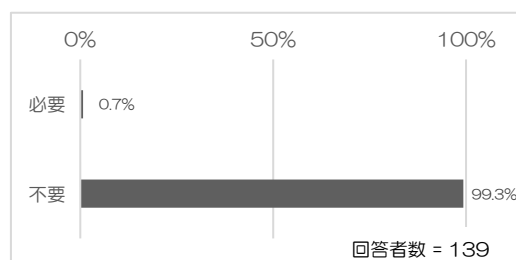
「療育手帳」の程度については、「B-2」が 31.9%と最も高く、次いで「B-1」が 27.5%となっています。

「精神障害者福祉手帳」の等級については、「1 級」、「2 級」がそれぞれ 50.0%となっています。



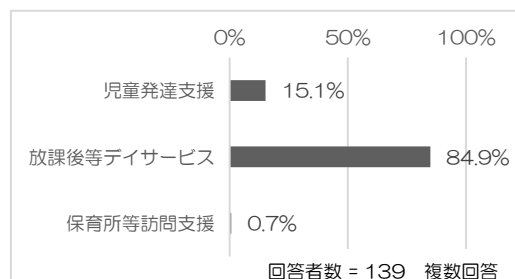
(工) 医療的ケアの必要性について

医療的ケア（気管切開部や人工呼吸器の管理、吸引、経管栄養など）が「必要」が0.7%、「不要」が99.3%となっています。



② 児童通所支援サービスについて
 (ア) 利用している児童通所支援サービス

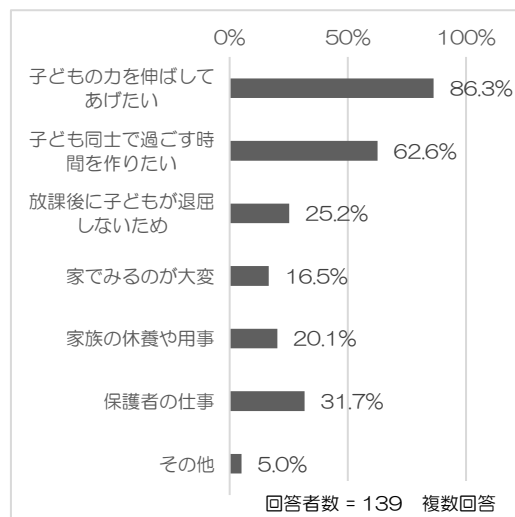
「放課後等デイサービス」が84.9%と最も高く、次いで「児童発達支援」が15.1%となっています。



(イ) 児童通所支援サービスの利用目的

「子どもの力を伸ばしてあげたい」が86.3%と最も高く、次いで「子ども同士で過ごす時間を作りたい」が62.6%となっています。

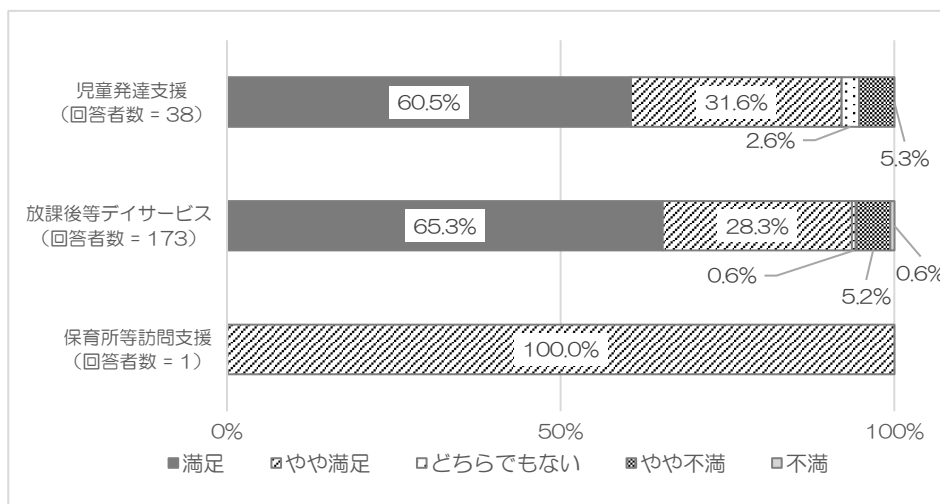
「その他」には、「きょうだい児のための時間をとりたい」、「どのように子供とかわかっていったらよいか知りたい」等の回答がありました。



(ウ) 児童通所支援サービスの満足度と希望している利用量

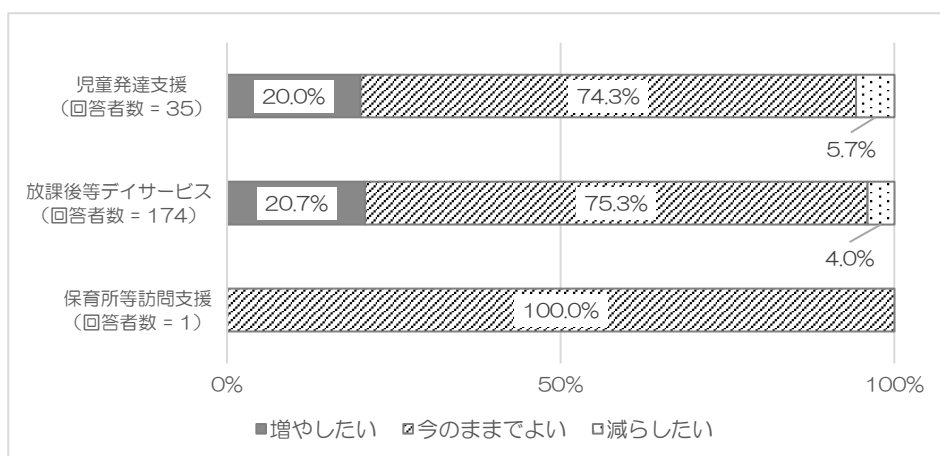
「満足」と「やや満足」をあわせた“満足”は各サービスで90%を超えています。

「不満」と「やや不満」をあわせた“不満”は「放課後等デイサービス」が5.8%と最も高くなっています。

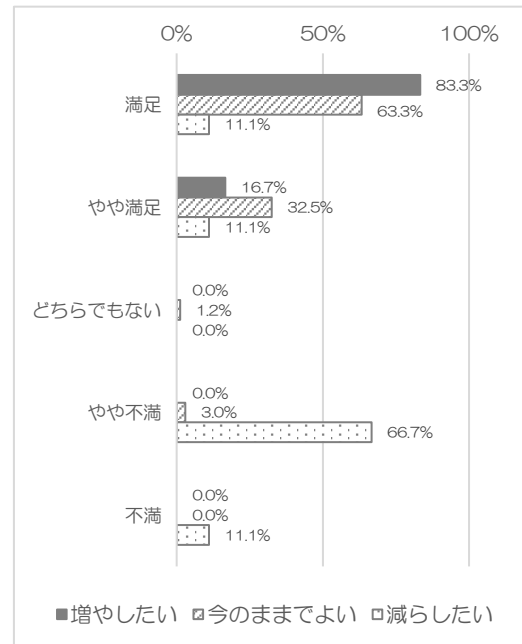


「増やしたい」は「放課後等デイサービス」が20.7%、「児童発達支援」が20.0%となっています。一方、「減らしたい」は「児童発達支援」が5.7%、「放課後等デイサービス」が4.0%となっています。

なお、各サービスの7割以上の方が「今のままでよい」と感じています。

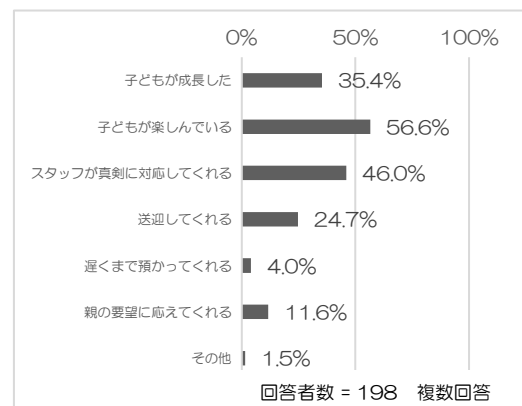


満足度と希望する利用量の関係は、「満足」の場合は「増やしたい」が83.3%と最も高く、「やや不満」の場合は「減らしたい」が66.7%となっています。



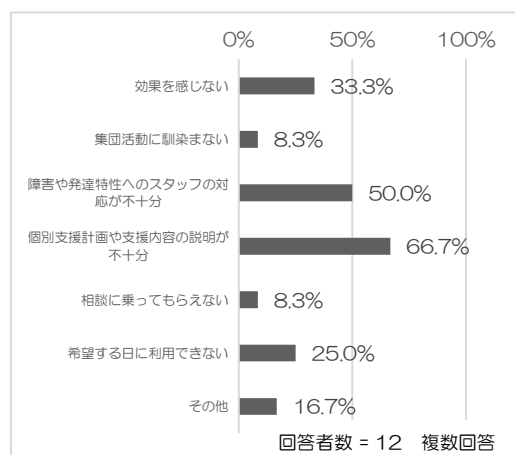
(工) 児童通所支援サービスの満足に感じている理由

「子どもが楽しんでいる」が56.6%と最も高く、次いで「スタッフが真剣に対応してくれる」が46.0%となっている。



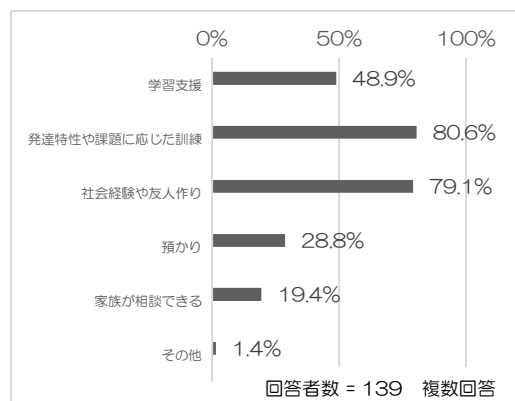
(オ) 児童通所支援サービスの不満に感じている理由

「個別支援計画や支援内容の説明が不十分」が66.7%と最も高く、次いで「障害や発達特性へのスタッフの対応が不十分」が50.0%となっています。



(カ) 児童通所支援サービスに期待すること

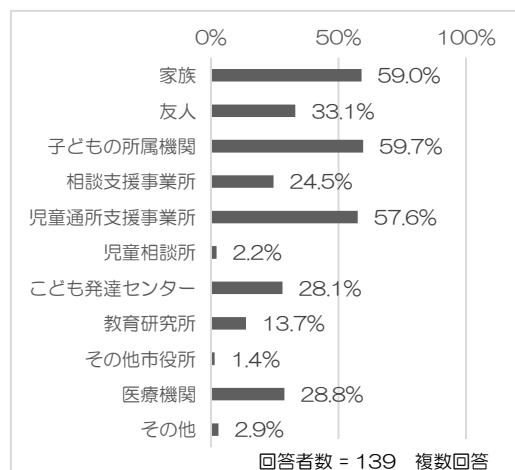
「発達特性や課題に応じた訓練」が80.6%と最も高く、次いで「社会経験や友人作り」が79.1%となっています。



③ 相談支援について

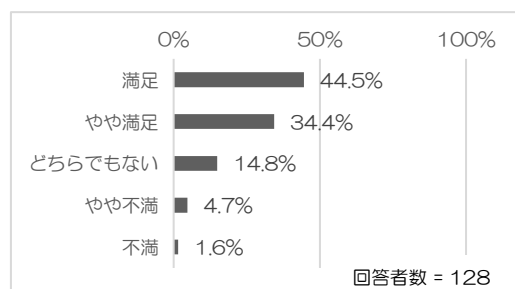
(ア) 子どもの障害や発達特性などで困ったときの相談先

「子どもの所属機関」が59.7%と最も高く、次いで「家族」が59.0%となっています。



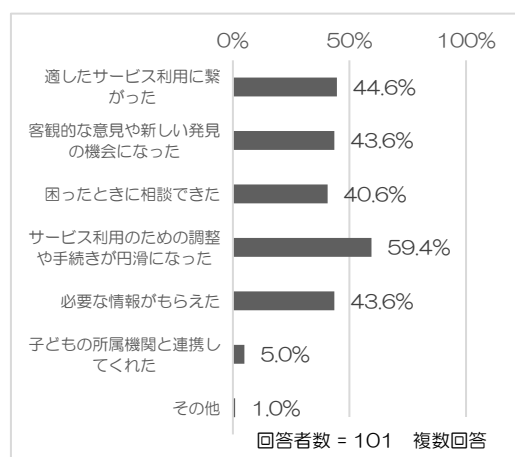
(イ) 相談支援事業の満足度

「満足」と「やや満足」をあわせた“満足”が78.9%、「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”が6.3%となっています。



(ウ) 相談支援事業が満足の理由

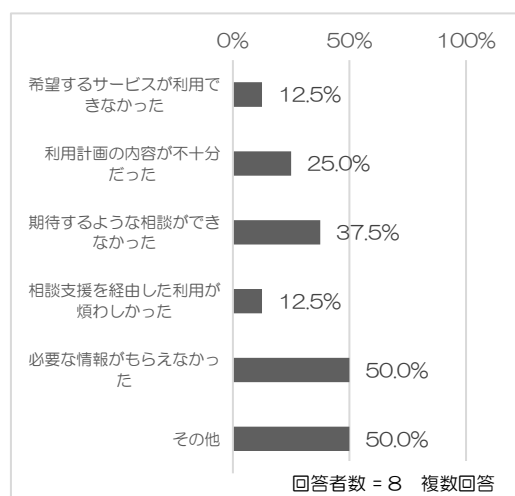
「サービス利用のための調整や手続きが円滑になった」が59.4%と最も高く、次いで「適したサービス利用に繋がった」が44.6%となっています。



(工) 相談支援事業の不満足に感じている理由

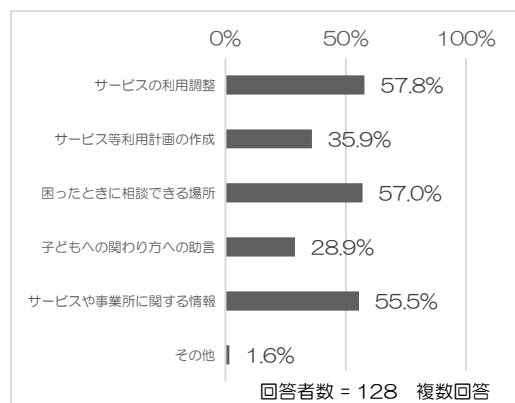
「必要な情報がもらえなかった」と「その他」が50.0%と最も高く、次いで「期待するような相談ができなかった」が37.5%となっています。

「その他」には、「担当者が変わった」、「事業所の変更が円滑でなかった」等の回答がありました。



(オ) 相談支援事業に期待すること

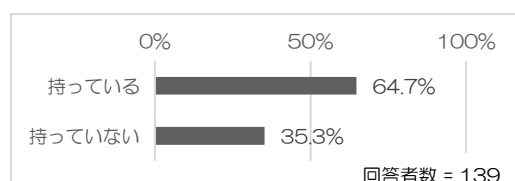
「サービスの利用調整」が57.8%と最も高く、次いで「困ったときに相談できる場所」が57.0%となっています。



④ ライフダイアリーについて

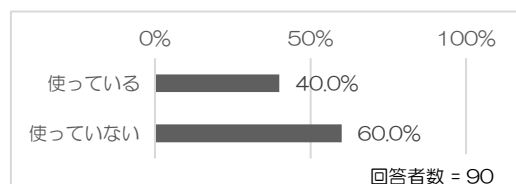
(ア) ライフダイアリーの所有状況

「持っている」が64.7%、「持っていない」が35.3%となっています。



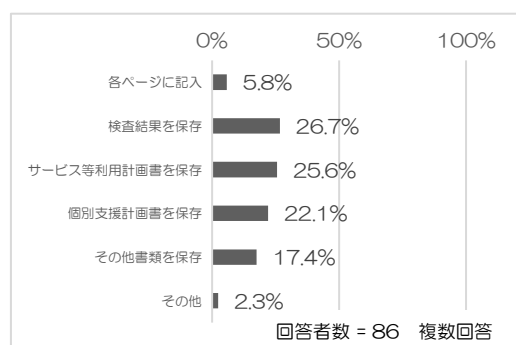
(イ) ライフダイアリーの使用状況

「使っている」が
40.0%、「使っていない」
が60.0%となっています。



(ウ) ライフダイアリーの使用内容

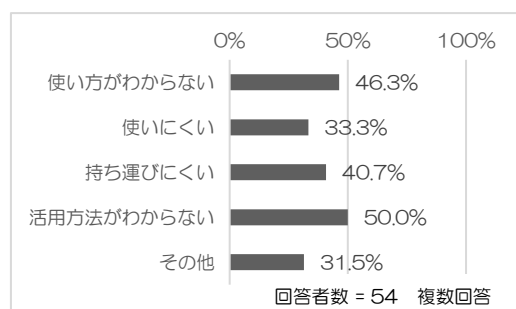
「検査結果を保存」が
26.7%と最も高く、次いで
「サービス等利用計画書を保
存」が25.6%となっていま
す。



(エ) ライフダイアリーを利用していない理由

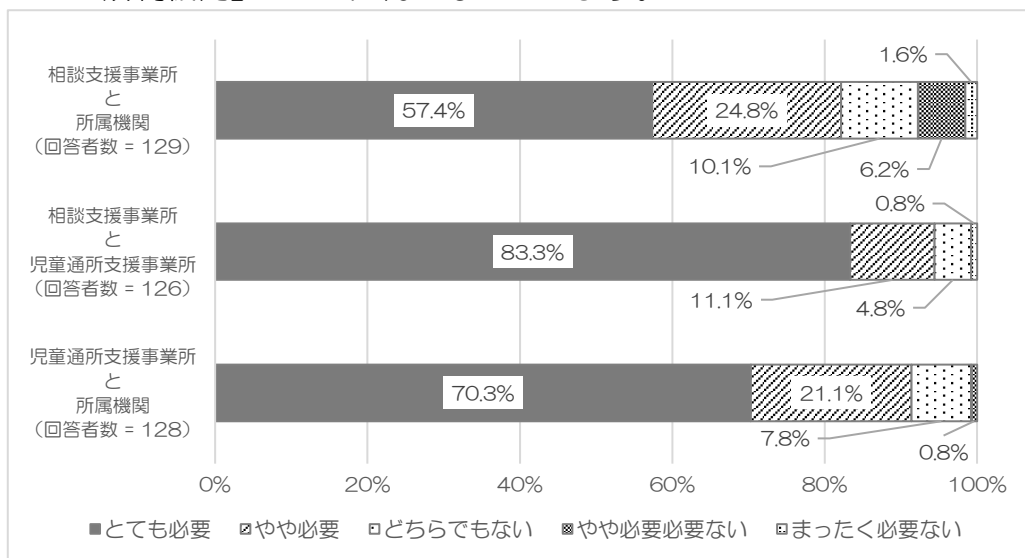
「活用方法がわからない」
が50.0%と最も高く、次い
で「使い方がわからない」が
46.3%となっています。

「その他」には、「既に別
の物を使っている」、「もっ
と早いタイミングで使い始め
られれば使っていた」、「記入する余裕がない」等の回答がありま
した。



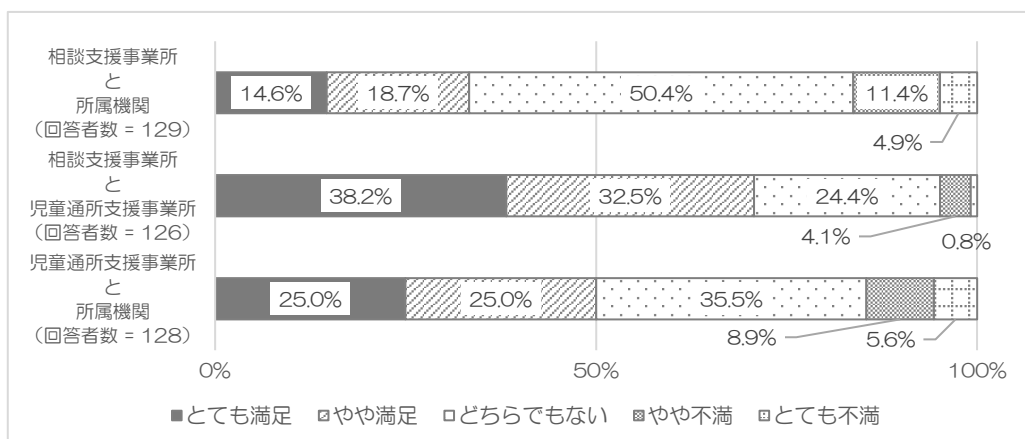
⑤ 連携について
 (ア) 連携の必要性

「とても必要」と「やや必要」をあわせた“必要”は、「相談支援事業所と児童通所支援事業所」が94.4%と最も高く、次いで「児童通所支援事業所と所属機関」が91.4%、「相談支援事業所と所属機関」が82.2%となっています。



(イ) 連携の満足度

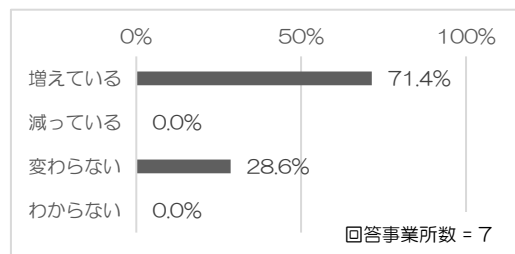
「とても満足」と「やや満足」をあわせた“満足”は、「相談支援事業所と児童通所支援事業所」が70.7%と最も高く、次いで「児童通所支援事業所と所属機関」が50.0%、「相談支援事業所と所属機関」が33.3%となっています。



4. 障害児相談支援事業所について(アンケート調査)

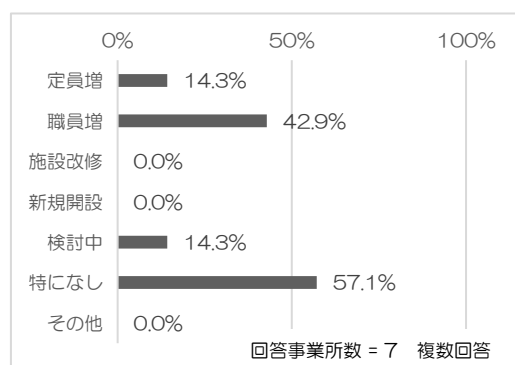
(ア) 利用者のニーズ

「増えている」が71.4%と最も高くなっています。一方、「減っている」は0.0%となっています。



(イ) 利用者のニーズへの対策

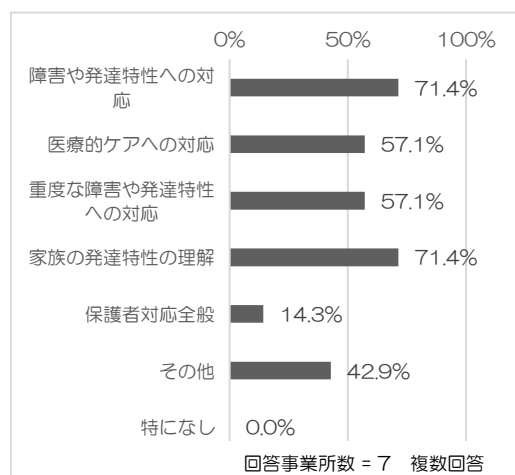
「特になし」が57.1%で最も高く、次いで「職員増」が42.9%となっています。



(ウ) 利用者支援について事業所が困っていることや課題に感じていること

「障害や発達特性への対応」と「家族の発達特性の理解」が71.4%と最も高く、次いで「医療的ケアへの対応」と「重度な障害や発達特性への対応」が57.1%となっています。

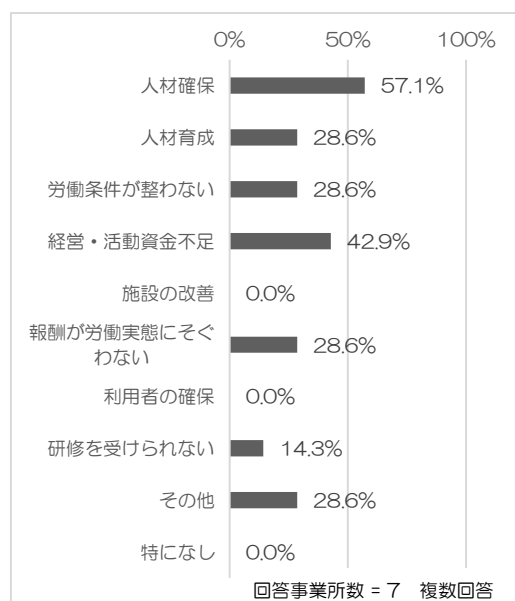
「その他」には、「保護者に疾患がありその結果、保護者対応が困難」等の回答がありました。



(工) 事業所運営について事業所が困っていることや課題に感じていること

「人材確保」が57.1%と最も高く、次いで「経営・活動資金不足」が42.9%となっています。

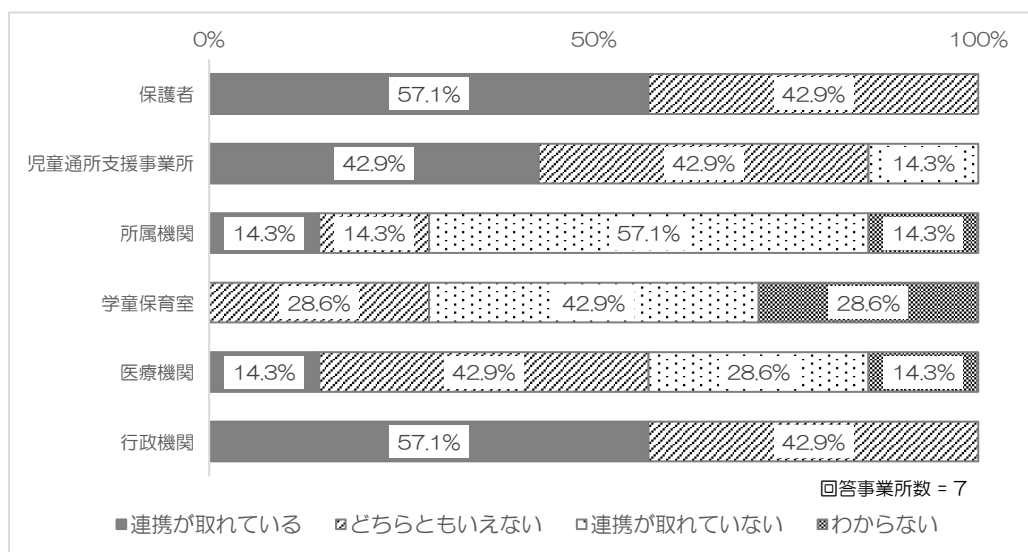
「その他」には、「一人当たりの対応ケース数が高く、積極的な支援が困難」等の回答がありました。



(才) 事業所と保護者や他機関との連携の現状

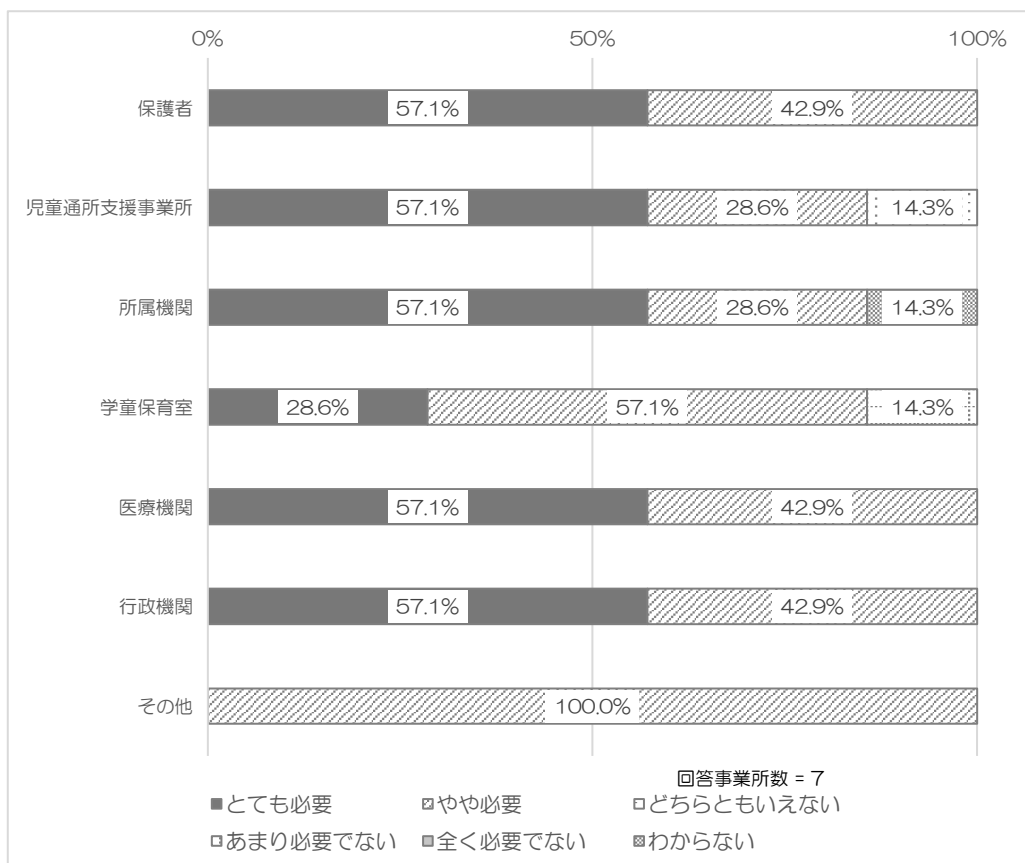
「連携が取れている」のは、「保護者」と「行政機関」が57.1%と最も高く、次いで「児童通所支援事業所」が42.9%となっています。

一方、「連携が取れていない」のは、「所属機関」で57.1%が最も高く、次いで「学童保育室」が42.9%となっています。



(カ) 事業所と保護者や他機関との連携の必要性

「とても必要」と「やや必要」をあわせた“必要”は「保護者」、「医療機関」、「行政機関」、「その他」が100%となっています。
 一方、「あまり必要でない」は「学童保育室」が14.3%となっています。



(キ) 利用者からの回答や要望

- ・ 将来の進路についての情報が得られない
- ・ 市内や近隣の短期入所事業所がほしい
- ・ 各事業所での支援内容の違いを分かりやすくした資料がほしい
- ・ 卒業後も同事業所に通いたい

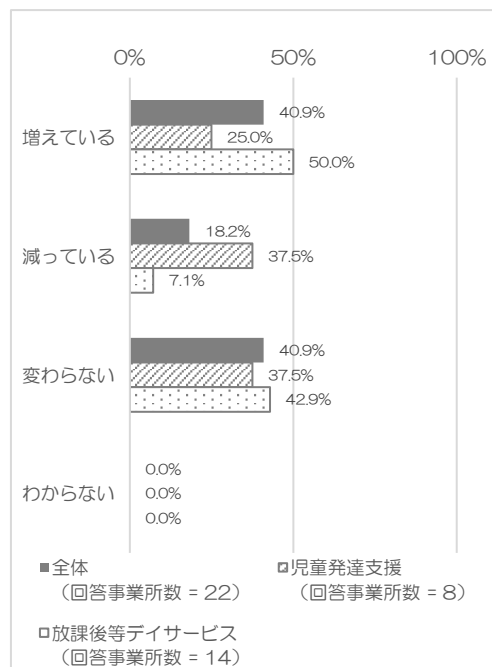
(ク) その他、意見など

- ・ 利用者が年々増加しているため、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の受入が困難になってきている
- ・ 利用者の成長によりニーズにあったサービスを提供できる事業所がなくなり、居場所がなくなってしまう場合が多い

5. 児童通所支援事業所について(アンケート調査)

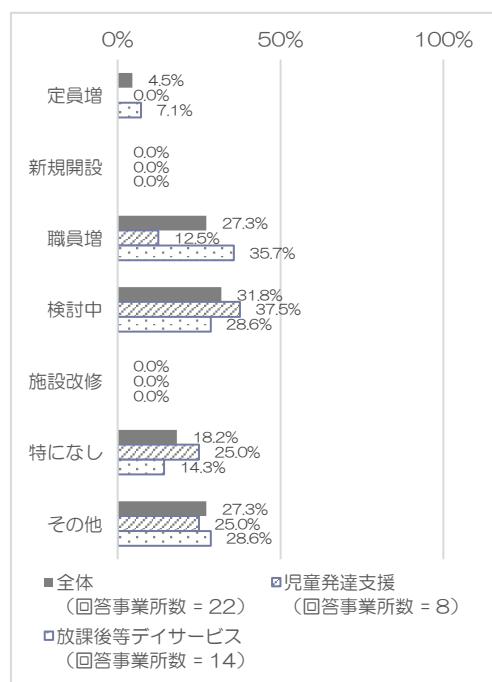
(ア) 利用者のニーズ

「減っている」が児童発達支援では37.5%と最も高くなっています。一方、「増えている」は放課後等デイサービスで50.0%と最も高くなっています。



(イ) 利用者のニーズへの対応

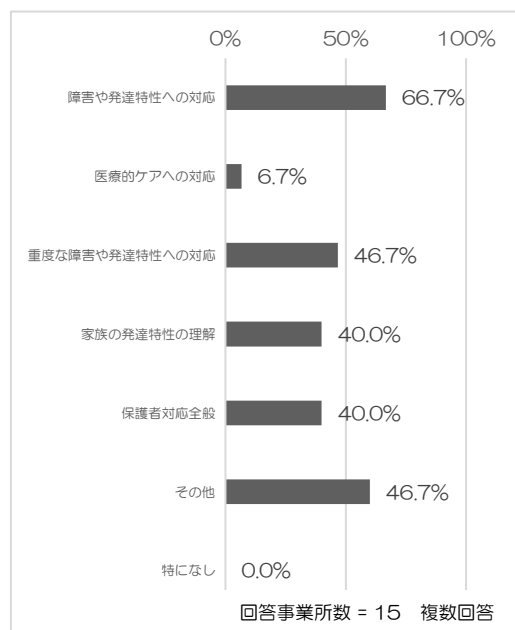
児童発達支援では「検討中」が37.5%と最も多いのに対して、放課後等デイサービスでは「職員増」が35.7%と最も高くなっています。「その他」には、「利用前に体験を通じ、利用者にあった支援内容を検討している」、「1名だった個別対応枠を2名に拡大している」、「利用人数に制限を設けている」等の回答がありました。



(ウ) 利用者支援について事業所が困っていることや課題に感じていること

「障害や発達特性への対応」が66.7%と最も高く、次いで「重度な障害や発達特性への対応」と「その他」が46.7%となっている。

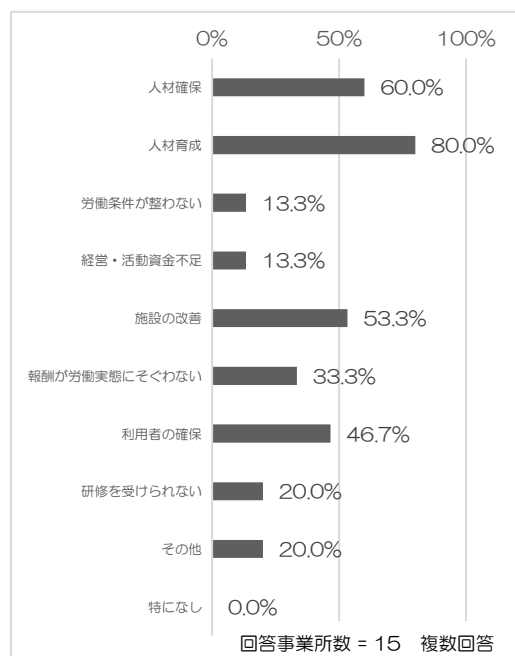
「その他」には、「予約した上での欠席率の多さ」、「利用者の特性に応じたパーソナルスペースの確保が困難」、「家庭環境に困難を抱える利用者への対応が困難」、「感染症対策が課題」、「子どもに対して無関心な保護者への対応」等の回答がありました。



(エ) 事業所運営について事業所が困っていることや課題に感じていること

「人材育成」が80.0%と最も高く、次いで「人材確保」が60.0%となっています。

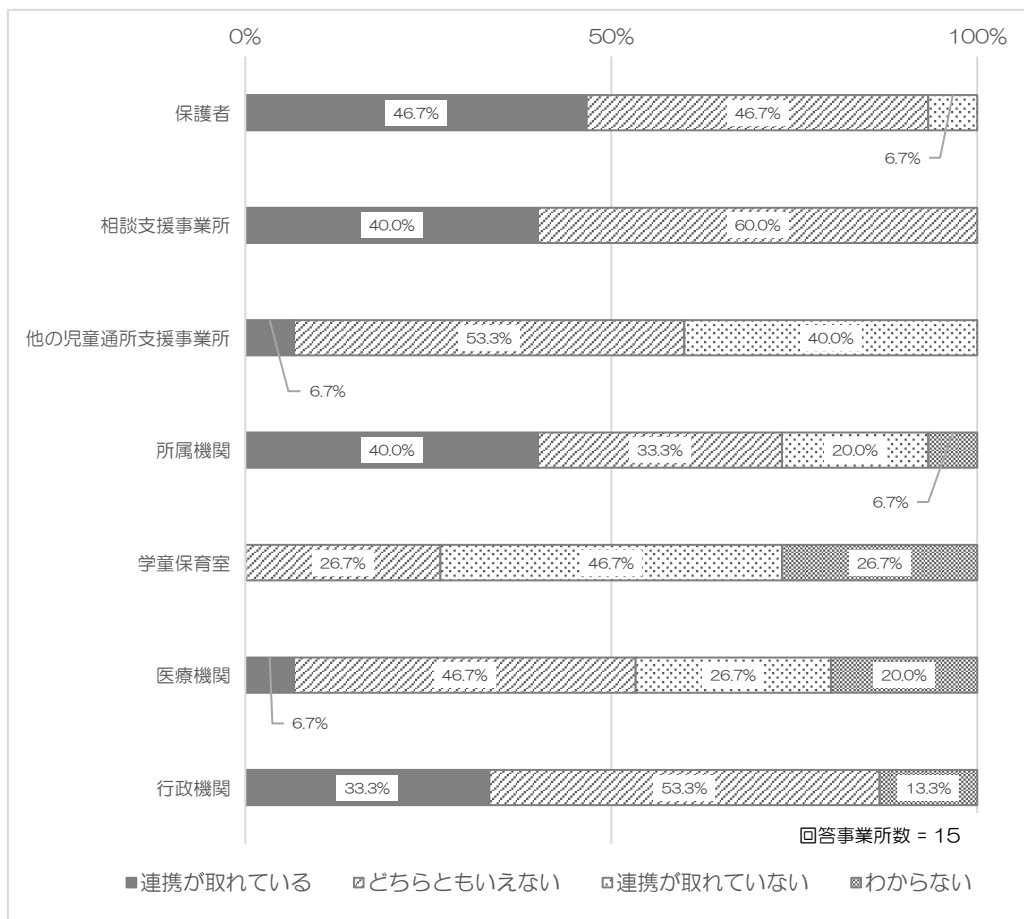
「その他」には、「送迎対応の困難さや施設のバリアフリー問題」等の回答がありました。



(才) 事業所と保護者や他機関との連携の現状

「連携が取れている」は、「保護者」が46.7%と最も高く、次いで「相談支援事業所」と「所属機関」が40.0%となっています。

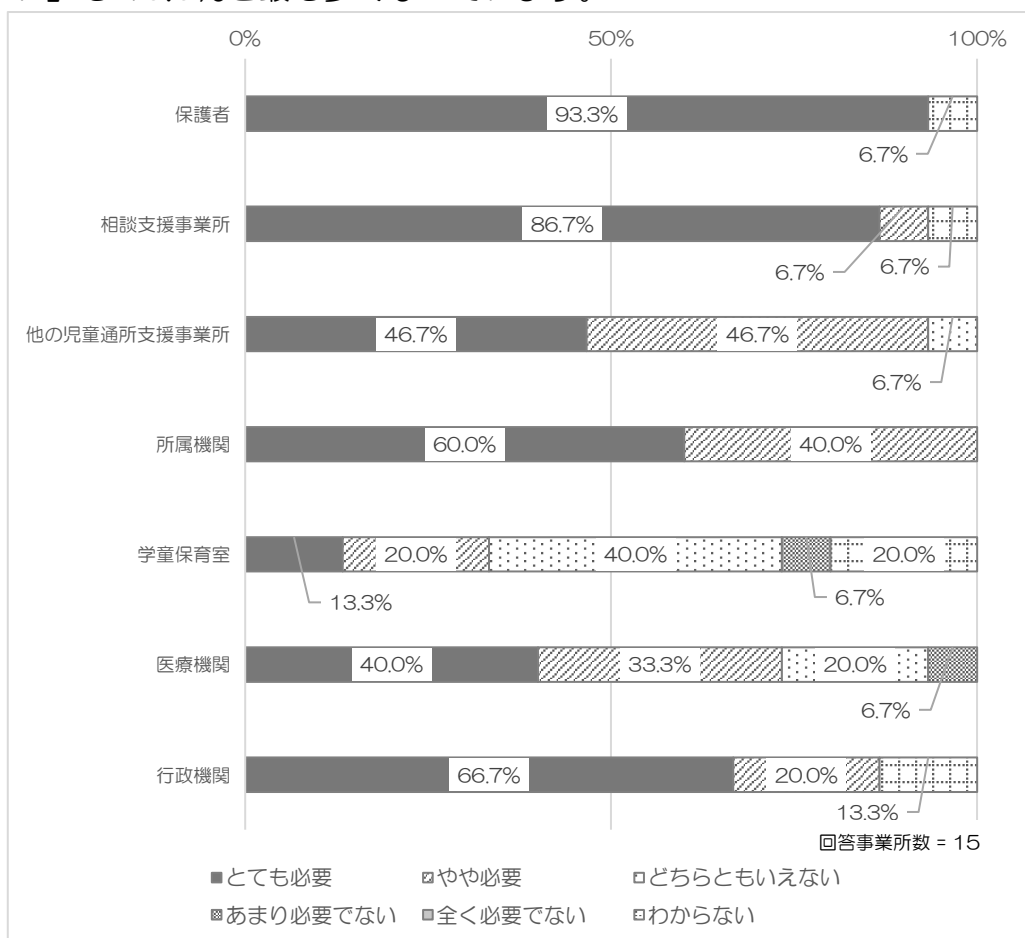
一方、「連携が取れていない」のは、「学童保育室」で46.7%が最も高くなっています。



(カ) 事業所と保護者や他機関との連携の必要性

「とても必要」は、「保護者」が93.3%と最も高く、次いで「相談支援事業所」が86.7%となっています。なお、「やや必要」とあわせると「所属機関」が100%と最も高くなっています。

一方、「あまり必要でない」が「学童保育室」と「医療機関」で6.7%でした。「学童保育室」については、「とても必要」と「やや必要」のあわせた“必要”が33.3%と最も少なく、「どちらともいえない」も40.0%と最も多くなっています。

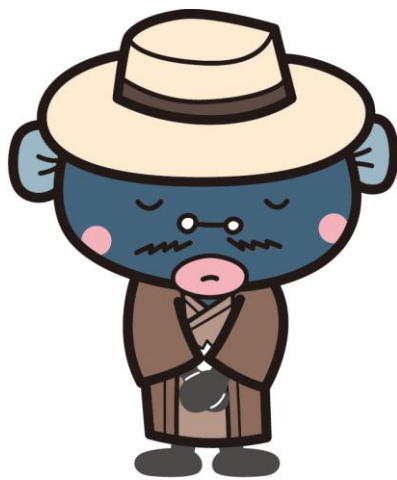


(キ) その他、意見など

- ・我孫子市は他の市より事業所間での連携が取れやすい。
- ・医療的なケアが必要な子どものための支援体制の構築が必要。
- ・定員を超過しても理由次第で利用可能など柔軟な対応をしてほしい。
- ・市主催の研修に、時間帯や人員配置の問題で参加できない。
- ・自宅で養育できる家庭より、必要不可欠な家庭へ再配分してほしい。

6. 計画策定の経過

年 月 日	実施内容
令和2年8月6日 ～令和2年9月18日	アンケート実施 ・こども発達センターの相談及び訓練利用者
令和2年8月6日 ～令和2年8月31日	アンケート実施 ・児童通所支援利用者 ・障害児相談支援事業所 ・児童通所支援事業所
令和2年11月9日	第1回療育・教育システム連絡会 ・第2期我孫子市子ども発達支援計画（第2期障害児福祉計画）の策定について説明及び意見聴取
令和2年12月25日 ～令和3年1月25日	パブリックコメント



第2期我孫子市子ども発達支援計画

(第2期障害児福祉計画)

(案)

発行：我孫子市子ども部子ども相談課・こども発達センター
〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地
TEL 04-7185-1111

我孫子市教育委員会教育総務部教育研究所
〒270-1132 我孫子市湖北台4丁目3番1号
TEL 04-7187-4600